

第一次大戦前フランスの産業組織：1919年〈クレマンテル調査〉の一局面

古賀，和文

<https://doi.org/10.15017/4475265>

出版情報：経済学研究. 46 (4/5), pp.249-282, 1981-10-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



第一次大戦前フランスの産業組織

—1919年《クレマンテル調査》の一局面—

古 賀 和 文

はじめに

第一次大戦下 1917 年 4 月 25 日、商工大臣クレマンテル (E. Clémentel) は、産業諮問委員会 (Comité consultatif des Arts et Manufactures) の再組織を承認する 1880 年 10 月 18 日の法令¹⁾、及び当委員会の事業に専門報告官の参加条件を決めた 1908 年 10 月 17 日の商工業省令²⁾に基づき、次のように述べている。

「戦争下及び戦闘停止に続く 6 ヶ月間、産業諮問委員会は 1880 年の法令により委任された業務に加え、商工大臣によって付される次の問題、つまり戦後フランスの産業再編成に関する諸問題を審議することが求められる。そのための調査、分析に携わる委員会の成員及び専門報告官は以下の 4 つのセクション、1 製鉄業及び機械工業、2 繊維工業、3 化学工業及び関連産業、4 その他の産業に統合配属される。」³⁾

こうして各セクションに課された諸問題の調査、分析の作業は、1917 年 5 月から委員会の成員を 80 人に増やして 1918 年 12 月まで継続的に実施されたのである。この作業開始に先立って商工大臣クレマンテルは委員会に対し、工業調査の目的が戦前フランスの主要産業の動向を適確に把握して、戦後にその発展を展望できる方法あるいは手段を総合的に研究すること、及びその結果として立案可能な政策を公権力あるいは企業家団体に提示することであると指示した。しかも、この提案の内容は①フランス本国及び植民地において、原料、資源及びエネルギーの十分に効率的な利用による輸入の抑制、それに基づく経済的「自立化」の確立、②フランスの財政再健、特にフランの為替相場の安定維持のために、工業産生活動の拡大と最大限の輸出促進、③戦前の生産と消費の水準を戦後に連続的に導くこと、そのための工業生産の拡大、の三つの柱からなる戦後フランス経済の基本構想に適うことを要求された。クレマンテルは結論する。「この総合的研究によって、あなた方は将来に対する崇高な構想の中に実施すべき措置と誘発すべきイニシャチーブを予測出来なくてはならない。現在、提起されているいかなる経済問題もあなた方を無関心のままにはおかないであろう。というのは、何が起ろうとも平和条約締結後、フランスの対内的及び対外的状況は戦前のそれとは根本的に相違することになるのは確かであるからである。ところで、経済問題の

1) *Arch. Nat.*, F¹² 8045. Décret qui réorganise le Comité consultatif des Arts et Manufactures du 18 octobre 1880. 産業諮問委員会は商工業に関する問題、特に「非衛生的」工場の設立認可問題、特許問題及び関税問題に関し商工大臣により必要と判断された調査、情報活動に従事し、そのための成員を参事院、科学アカデミー、土木局、鉱山局及び産業界から招請するとされた。

2) *Arch. Nat.*, F¹² 8045. Arrêté ministériel de Commerce et de l'Industrie du 17 octobre 1908. 専門報告官は委員長の判断により会議に召集され、すべての協議事項に発言権を有した。

3) *Arch. Nat.*, F¹² 8045. Arrêté ministériel du Commerce et de l'Industrie du 25 avril 1917.

中では生産に関する諸問題が最も重要な地位を占める。それ故、あなた方の注視は何よりもまずこれらの問題に向られなければならない。従って輸送問題、関税問題、信用・通貨問題などの補完的次元の問題は、すべて生産の問題に従属させなければならない。実際、前者の社会的重要性が如何なるものであろうとも、それらは国の経済力そして富の源泉である生産の結果としてしか研究されえないからである。⁴⁾

かくして1918年12月までに諸産業に対する調査・分析による87に及び報告書が諮問委員会の審議に附され、その経過を踏まえて、翌年に委員会独自の総合化された工業調査報告書がいわゆる《クレマンテル調査》として完成したのである。

以上の成立経緯から、《クレマンテル調査》は、戦前フランスの諸産業部門に関して歴史分析を行なうための貴重で豊富な資料を提供していることは明らかであり、更にやや先取りして言うならば、産業諮問委員会によって採択された結論及び戦後の産業政策に対する提案には、戦前の、しかし19世紀段階の機械化崇拜に一定の疑問を示しつつある企業経営者の価値観及び行動を反映させていることが推測されよう。そこで、この時期に醸成されつつある企業経営者の新しい価値観とは具体的にはどのような内容と歴史的特徴をもっていたのかが問題にされる。それに対する回答を得るために、《クレマンテル調査》は、その膨大な資料の中で最も強調した点、すなわちアンタント (Entente entre producteurs)、そして、その現実の共同組織としての、経営アソシアション (Association industrielle ou commerciale) の分析

が必要であることを示唆している。かかる問題に関して、基礎資料としての《クレマンテル調査》に加え、われわれが独自に試みる具体的分析は戦前フランスに固有な経営風土に展開された企業の思想と行動を戦後の産業再編成過程(産業組織の「合理化」)と連続性をもった局面として歴史に位置づけるであろう。

I 製鉄業におけるアンタント

1917年の国立経済拡大協会 (Association nationale d'expansion économique)の総会で、クレマンテルは出席した企業経営者に対し次のような演説をしている。「私はあなた方と同様に、戦争はわれわれを厳しい教訓に晒したが、それから大きな利益を引き出すことになるに違いないと考えます。すなわち、企業個人主義への旧来の過度な執着が産業組織の合理化(企業連合)の必要に対し屈服する新しい時代を迎えようとしていると確信している。……そして、われわれがその例を必要とするならば、連合国の中で英仏海峡の対岸を見るだけでよい。イギリスは輝かしい孤立国であり、極端な個人主義の国であった。ところが、イギリスの企業経営者は企業間の共同組織の実現の面ではフランスの企業経営者よりも前進的である。われわれの課題はまさにそこにあります。企業経営者の皆さん、あなた方は出来るだけ安価な原料をフランスそして植民地において確保するために個々の力を集中しなければなりません。そして、あなた方の第二の義務は生産を組織化し、種々の企業集団に産業を分離している旧来の障壁や区分を打破し、そしてその結果、個別的利益の上位にある国民的利益は、あなた方が共同行為をとる場合にしか、あるいは同一方向に動く力を結合する場合にしか与えられないことを認識す

4) Arch. Nat., F¹² 8062, Rapport général sur l'industrie française, sa situation, son avenir.

べきであります。』¹⁾

この演説が当時になっては「革新的」であったのは、それがいわばフランス革命以来、自己の思考・行動様式を単に最良のものとしてだけでなく、幸運な結果を生む唯一のものとして考えるフランス企業経営者の支配的価値観に対立的であったからである。しかしながら、第一次大戦以前のフランス経済においても小規模企業の消滅と並行して加速化する産業集中化の過程で様々な目的と形態を有するアントント、あるいは経営アソシアシオンの存在自体を否定することは出来ない²⁾。一般的に言えば、19世紀半ば以降ヨーロッパ的規模で展開される機械化（技術進歩）は周期的過剰生産による経済危機を発現させたが、次第にそれを社会的危機へと拡大させていった。こうして危機に対する克服策は増々個別企業を越えた次元に求められなければならなくなる。又、他方で、輸送、通信手段の発達、生産者の市場関係を局地的なものから国民的なものへ、そして国民的なものから国際的なものへ、あるいは固定的関係から流動的關係へと変容させた。これらの諸要因が支配的に作用する地域では、アントントがその必要性を増し、その規模を国民的あるいは更に国際的なものに拡大しなければならなかったのである。しかし、それぞれの地域性、すなわち資源、エネルギー条件、産業構造などの歴史的反映により、地域別にそして産業部門別にかなり独自のアントントの発展経路が析出される³⁾。「ローマ

法にその思想的基礎をもつ最初の生産者間の組合が形成された』⁴⁾ フランスでは、1914年以前、次の様な協定内容をもつアントントの存在が確認されている。①価格維持のために生産を制限する生産協定、②生産自体は自由放任し販売価格を調整する販売価格協定、③原料の購入価格と製品の販売価格に関する協定（②の変種）、④参加企業に販売地域を割当てる販路協定、⑤全注文を生産能力に応じ参加企業に割当てる注文分配協定、⑥過剰生産に対する政府の救済手当の恩恵を共有するための協定、などである。しかし、これらは堅固な存在基盤をもつことが出来ずに、一つの試みに終わっている⁵⁾。

ところが、これらの諸要素を有機的に結合することで永続する組織と機能をもつ経営アソシアシオンの一形態、コントロール（Comptoir unique pour l'achat et la vente des produits fabriqués par les usines associées）を19世紀後半のロレーヌ製鉄業に見ることが可能である。かくして、われわれは大戦前のアントント（経営アソシアシオン）の歴史分析を製鉄業の場合を対象として行なうことになるが、それは更に次のような理由による⁶⁾。①その経営アソシアシオンの存在と内容に関して、当時の種々の団体に属性としてある宗教性・秘密性がないこと、特にロングウィ・コントロール（Comptoir Métallurgique de Longwy）の場合のように、その定款を公表し事業内容を公の討議の対象にしていること、

②19世紀中葉以降、繊維工業主導の産業革命

1) *Arch. Nat.* F¹² 8060. Comité consultatif des Arts et Manufactures, Rapport général sur l'industrie française, Sa situation, son avenir. VI. Le développement du machinisme et le spécialisation des usines.
2) J. Houssiaux, *Le Pouvoir de Monopole*, Paris, 1955. pp. 289-290.
3) Comité des Forges de France, *La Sidérurgie française 1864-1914*, Paris, 1920. p.505.

4) J. Carlioz, *Etude sur les Associations industrielles et commerciales*, Paris, 1900. p. 94.

5) *Arch. Nat.*, F¹² 8060, Rapport général. VII. Associations industrielles et commerciales.

6) Cf. P. de Rousiers, *Les Syndicats industriels de producteurs en France et à l'étranger*, Paris, 1901, pp. 194-195.

を経験したフランスにおいても隣の経済大国ドイツとの競争上、産業構造の高度化が政策的な比重を歴史的に増していく。それ故、各地に基地をもつ製鉄業は19世紀より常に例外的な産業でなく、また近代社会の物質的構成において鉄鋼の重要性は急拡大していくという国民的産業であったこと、③製鉄業に形成された経営アソシアシオンは、当時の政界、産業界及び学界に大きな論争を惹起したが、その論争はフランス製鉄業におけるアントナントの成立条件あるいは経営アソシアシオンの独自性の追究から、アメリカのトラスト、ドイツのカルテルとの比較分析に及ぶという総合的広がりをもっていったこと、などである。

われわれは、以下において、規模の点で最大でその存在と影響力は他の若干のコントワールの形成を促し、「外国にみられるトラスト、カルテル、サンディカなど多様なアントナントの具体的形態と比較しうる弾力で前進的な唯一の組織」⁷⁾であるロングウィ・コントワールを事例にして、特に1899年8月1日更新の定款の分析⁸⁾に基づいてコントワールの組織と構成及び参加企業との諸関係を分析していこう。

(1) ロングウィ・コントワールの組織と構成

1860年の貿易自由化によって、「フランスのスコットランド」と称されたロレーヌ地方ロングウィの鉄工場主たちは、イギリス、ベルギーなどの高度な製鉄技術に対し必要な措置を講ずることを余儀なくされていた。「1車輛の量のイギリス産銑鉄の[中の僅か1キログラムの

ロレーヌ産銑鉄は溶融のすべてを台無しにする」⁹⁾という当時の鑄造業者の風評を需要に応じた高品質の銑鉄生産の拡大で克服することが国際競争の中で最優先されるべき手段であった。だがこの目的達成のためには、個々の製鉄業者による経営努力ではなく、製鉄技術改良あるいは製品の品質改善への共同行為を必要としたのである。1876年12月10日、4人の鉄工場主によって資本金78,000フランの合名会社ロングウィ・コントワールが設立される。すなわち、Joseph Labbé (Société métallurgique de Gorcy et Mont-Saint-Martin), Oscar d'Adelsward (maître de forges au Prieuré), Théopile Ziane (Société de la Providence), Gustave Raty (Société Gustave Raty et C^{ie})の共同行為は、顧客に対する一種の啓蒙活動で始まった。それは鑄造業者に対して、従来の高燐質のロレーヌ産鑄物用銑が原料として十分に利用可能であることを、そして精錬業者に対しては、1877年トーマス発明による新しい製鋼法が高燐銑から脱燐を可能にしただけでなく、高能率と経済性をもっていることを認知させることであった¹⁰⁾。ここで初発の時期におけるロングウィ・コントワールを性格規定するならば、それはロレーヌ製鉄業の地域性を反映し銑鉄市場の組織化とその拡大を意図したと言え、その意味において市場支配を目論むアントナントというよりもロレーヌ地方の高炉所有者の単純なアソシアシオンと看做されよう。

以上のように目的と性格を初発の特徴とするロングウィ・コントワールは19世紀までに次の表Iが示すような製鉄企業の参加を実現して

7) *Arch. Nat.*, F¹² 8850, Circulaire du Comité central des Houillères de France du 15 janvier 1903.

8) 「ロングウィ・コントワールの定款は、その後フランスの他のコントワールのみならず外国のそのの範となる」H. Prévost, *Les Ententes entre producteurs en France*, Paris, 1904. pp. 65-66.

9) *Les Mines et la métallurgie à l'exposition universelle de 1900*. Paris, 1901. pp. 54-55.

10) Comité des Forges de France, *op. cit.*, pp. 508-509.

第一次大戦前フランスの産業組織

表 1 ロングウィ・コントワールの参加企業

参加年月日	企業名
1879年8月1日	d'Huart frère
—	P. Giraud et C ^{ie}
—	Ferry Curicque et C ^{ie}
1879年10月31日	Société métallurgique de la Haute-Moselle
1880年10月6日	Société des Aciéries de Longwy
—	Société métallurgique de Gorcy
—	F. de Saintignon et C ^{ie}
1881年7月1日	Société Lorraine industrielle
1882年10月1日	Société des Hauts-Fournaux de la Chiers
1884年3月1日	Société métallurgie de Senelle-Manbeuge
—	Société des Mines de Meurthe-et-Moselle et Usines de Villerupt
—	Marquis de Lambertye
1887年7月12日	Société métallurgique de Chamigneulles et Neuves-Maisons
1889年8月1日	Compagnie des Forges de Châtillon et Commentry
1892年5月1日	Fould-Dupont
—	Société des Forges et Fonderies de Montataire
1892年10月17日	Société des Hauts-Fournaux et Forges de Villerupt-Laval-Dieu
1894年9月29日	Société métallurgique d'Aubrives et Villerupt
1896年3月1日	Société métallurgique de l'Est
—	Société de Vezin-Aulnoye
1897年1月14日	Société des Aciéries de Micheville

典拠: *Les Mines et la Métallurgie à l'exposition universelle de 1900*, Paris, 1901. pp. 55-57.

いる。

このようにロングウィ・コントワールを構成する企業は増加傾向を示したが¹¹⁾、市場開拓という商業的目的は常に基本線として続いた。1899年更新の定款第I条¹²⁾の第一パラグラフは次のように言う。「下記署名する者は、自己の名義で、そして必要な場合には自己が代表する個々の会社の承諾を得ることを請合って、当定款に基づき1つの合名会社を組織する。その目的は、参加企業が Meurthe-et-Moselle 県と Meuse 県に現在所有するかあるいは将来、

取得又は建設する高炉により生産された全種類の銑鉄の購入と、フランス本国と植民地及び保護領でのその転売とされる。但し、特に第26条¹³⁾の規定により、参加企業が自己の加工工場の原料とする銑鉄と外国に販売する銑鉄は除かれる。」

この規定によれば、コントワールは、対象商品として製鉄業における重要な中間製品である銑鉄に特化しており、製鋼業、鑄造業あるいは鍛造業などの加工業への原料銑供給者としての

11) 1905年には14、そして第一次大戦直前には、殆どすべての鑄物用銑の生産者を参加させ20企業数に達した。L. Mazeaud, *Le Problème des unions de producteurs devant le loi française*, Paris, 1924. pp. 20-21.

12), 15), 17) Article I des Statuts renouvelés le 1^{er} août 1899.

13) Article 26 des Statuts. 「各参加企業は、その生産から、自己が所有するかあるいは賃借し自己の名義で実際に経営している精錬加工工場の原料供給に必要な銑鉄を、自己の負担とリスクでそして2ヶ月の消費量以上の在庫を形成しないという条件で天引することを許される。……加工工場として考えられるのは、単に製鋼、圧延、鑄造工場だけでなく、Meurthe-et-Moselle 県の銑鉄を作業場の修善、改良整備用としてと同様販売用としての鑄鉄に加工する高炉及び鋸自体を含む」

役割を果たすことを意味したが、その視点から参加企業の生産それ自体に対する恣意的な調整・監督者として位置づけなければならない。というのは、参加企業がコントロールに納入すべき銑鉄の定量 (*quantum*) は、各企業の代表によって構成する取締役会が企業の生産能力を基準にして決定したが、それは定期的に変更可能であり、しかもフランス国内の銑鉄市場に専ら関係していたからである。例えば、Société métallurgique de Gorcy は、その1900年の覚え書から判断すると、2基の高炉により年38,000トン製銑し、そのうち自己所有のパドル炉で20,000トンを錬鉄加工し、10,000トンを圧延加工し、更に3,600トンを甌による精錬加工に向けていた。又、同じく Société métallurgique d'Aubrives et Villerupt は年54,000トンの製銑量のうち、35,000トンを自己の加工工場で精錬している。このような結果、1900年のフランスにおける総銑鉄生産量2,699,000トンのうち、コントロール参加企業の生産能力は、算術的には1,500,000トンを占めたが、実際にコントロール自身が販売した銑鉄量は400,000トンを越えなかったという¹⁴⁾。

要するに、コントロールは *quantum* 分の銑鉄の生産のみならず、銑鉄を原料とする製品について生産及び販売ともに参加企業に完全な自由を保証していたことになる。

この参加企業のイニシャチヴは輸出の面にも現われる。定款第1条の第二、第三パラグラフに依れば、「参加企業の銑鉄は外国にも販売されうる。その方法としては参加企業が個別に実行するか、場合によっては輸出コントロールの創設が考えられる。但し、このコントワ

ルの設立条件として、本社がロングウィ・製鉄コントロールの建物内に設置されること、その経営管理権は製鉄コントロールの取締役社長のもとにあること、そして両コントロールが同一のスタッフで機能しうることが満たされなければならない。

その独立性の保持を欲する製鉄コントロールのすべての社員は、この輸出コントロールに属することを過半数票による決定によって強制されることはない。¹⁵⁾

従って、ロングウィ・コントロールの参加企業は、個別的にしる共同行為によってにしる、自己の責任と利益追求のために銑鉄輸出業務に関係することが可能であり、それもコントロールの定款自身が規定したことは、コントロールが自己の銑鉄の販売を国外に求めないことを宣言すると同時に、それを参加企業の自主性に委ねるといふ組織としての弾力性を明らかにしたことになる。

理論上、典型的で完全なアンタントは生産及び流通の両面に少なからず支配＝強制を基本原則とするが、ここにみるコントロールの場合には、その例外規定の両者が本質を構成している。それはロレーヌ製鉄業の自由な活動を保証し、その発展を可能にした。実際には、この例外規定は、度合からして非常に不均衡的に機能している。即ち、輸出コントロールによる銑鉄輸出は極めて少量に限られ、逆に製鉄企業自身による精錬加工（銑鋼一貫工程）が正しく普通の事態、正常な道を辿る。言うなれば、コントロールの設立時に予見された例外が歴史的にみて法則となり、それはフランスで精錬加工される銑鉄の大部分がコントロールとは無関係になることを意味している¹⁶⁾。

14) E. Dolléans, *De l'accaparement*, Paris, 1902. pp. 329-330.

16) Comité des Forges de France, *op. cit.*,

そして、定款第 I 条の最終パラグラフにおいて、「会社は、同じく参加企業による生産以外の銑鉄の購入の事業目的をもつ」¹⁷⁾ とされた。つまり、コントロールは独自の商業活動を営む組織と規定されたのである。ここで問題となるのはそれが何故に参加企業との契約関係とは別に銑鉄を求め、いかなる精錬加工業者との取引関係にあったかということである。この問題の分析は、コントロールの性格をフランス製鉄業の発展過程の中で特徴づけることになる。ロングウィ・コントロールと原料銑購入のための取引関係を結んでいた部門について、三大区分が可能であろう¹⁸⁾。鑄物用銑を購入する鑄造業者、非マンガン銑、トーマス銑それに精錬用銑を求めるパドル炉所有経営者と製鋼業者、である。そのうち第 1 のカテゴリーがロングウィ・コントロールと最も密接な関係にある。というのは、一方で、コントロールが創立時に最初に開拓したのはこの部門であり、又、第一次大戦直前におけるコントロール所有の銑鉄構成で鑄物用銑が 1/2 から 3/4 を占めていたからであり、他方で鑄物業者はその使用原料が多種に亘るといふ技術的・経済的理由、あるいは立地条件により高炉を所有せずに専らコントロールからの原料銑購入に依存していたからでもある。第 2 のカテゴリーは銑鉄の非生産地域、例えば Ardennes 県や Haute-Marne 県に立地し、そのため原料銑購入をコントロールに依存する傾向が第 1 のカテゴリーと同様に強かったが、パドル炉が製鋼法上の歴史的役割を次第に失っていくとともに必然的にコントロールとの取引関係も弱めていく。最後に第 3 のカテゴリーはマルタン炉使用の製鋼業者の若干がコントロールとの関係をもっていた程度である。その製鋼

p. 511.

18) *Ibid.*, pp. 512-513.

法が使用原料に融通性（屑鉄を 0~100 パーセントまで使用可能）をもたらしたために、必ずしも銑鉄利用が強制されなかったのであり、更に、この部門では高炉設備を所有する銑鋼一貫工場が一般化されていくという理由による。

以上の如く、ロングウィ・コントロールの原料銑市場関係は、銑鉄を加工するフランス製鉄産業全体に存在するとしても、銑鋼一貫工程に鉱山所有を含んだ操業形態（統合企業形態）の Le Creusot, Aciéries de Denain et Anzin; Aciéries de Longwy などの大企業よりも、高炉を所有しない中小規模の、従って競争力に乏しく常に大企業に吸収される危機を内包する製鉄企業に比重が掛っていた¹⁹⁾。しかもコントロールは、この種の企業に重要な保護の役割を果す。銑鉄の売買契約は企業規模に関係なく同じ条件で行なうことを原則としている。この原則に加えて、特徴的な事象が指摘される。コントロールは、1899 年に外国産銑鉄を 1 トン当り 105 フランで購入しながら²⁰⁾、伸縮売買契約 (marchés à échelles)²¹⁾——コークス価格を基礎にして機械的に銑鉄価格を決める方式——により 1 トン当り 63 フランの低価格で販売しているのである。この措置によって、コントロールには必然的に損失が計上されたが、小規模企業経営者のイニシャチヴと企業家精神の高揚がみられたという。例えば、フランス北部 Ardennes 県において、一般的に産業集中化が急速化する時期に、労働者経営企業 (Sociétés ouvrières) あるいは個人企業に値する

19) P. de Rousiers, *op. cit.*, pp. 203-206.

20) E. Dolléans, *op. cit.*, p. 340.

21) *Les Mines et la métallurgie.*, pp. 71-75, 尚、この契約方式に対する批判的分析書として、G. Villain, *Le Fer, la Houille et la Métallurgie à la fin du XIX^e siècle*, Paris, 1901. pp. 188-194. がある。

小規模な鑄造企業が創立されたのは、それが重要な要因とされている²²⁾。これは資金的にそして技術的にも劣位にある中小規模経営が困難な市場環境にも拘らず存在基盤を強化できたのは銑鉄の安定供給を約束するコントワールの存在によることを証明している。

結局、ロングウィ・コントワールは生産に直接的行為を及ぼすことなく、商人＝委託販売業者としての機能を果たすことで固定化していること、つまりそれ自体として経営上の自己目的もっていることにアンタントの共同組織の独自性を有するのである。

(2) ロングウィ・コントワールと参加企業の関係

企業個人主義が支配的な第一次大戦前のフランスの伝統的経営風土において、個々の製鉄企業が共同組織として形成したロングウィ・コントワールは、いかなる経済的利益の追求の結果なのか、そしてコントワールに見い出される経済的利益は、当時の世論が指摘するように、個人的イニシャチーフの高揚を抑圧し、フランス製鉄業の発展（フランス経済の拡大発展）への阻害要因を構成したのかという問題が提起されよう。この問題に回答を与えるためには、参加企業の経営活動における競争原理及び独立性の在り方を分析する必要がある²³⁾。

まず、コントワール参加企業の競争原理との関わり方を対外的次元と対内的次元に分けて考察していこう。

「私はある価格の銑鉄を見つけた。私が貴社と締結した売買契約での銑鉄価格は、コークスの高価格のために1トン当り10フランの割高

になっている。もし貴社が私の状況を耐えられないものにしたくないならば、どうか私に若干の譲歩をして下さい。」²⁴⁾ これはある銑鉄購入者からコントワール宛の手紙の一節である。このような場合に、取引先との関係維持を第一に考えるコントワールは若干の譲歩を与えるであろう。例えば、20世紀初頭のいわゆるロングウィ・コントワール事件²⁵⁾ が象徴的である。事件の発端は次の如くである。1900年4月に、コントワールはコークス価格を基準とする伸縮売買契約の原則に従って1トン当り90フランから105フランという当時としては非常に高価格で銑鉄570,000トンの売買契約を結び、そして契約に則って銑鉄の顧客への納入が1904年12月31日まで数回に分けて実施される予定であった。ところが、1901年5月6日、つまりコークス価格が高値安定する状態の中で1900年万博ブーム後の不況が銑鉄価格の急落をもたらす時期に、コントワールは精錬用銑の価格を1トン当り50フランに引下げる措置、いわゆる連結売買契約(marchés intercalaires)——伸縮売買契約の実行を一定期間中断し、合意によりコークス価格以外の条件で価格を取り決める契約方式——を導入した。この措置は参加企業に一定の経済的犠牲を強いるために、参加企業の1社が旧売買契約の履行を要求してコントワールを告訴するという事態を引き起したが、しかし、それは原料銑のフランス国内市場における一定の地位の保持という長期的な経済利害を考慮したコントワールの商人的性格の現われであり、常にアウトサイダー(巨大企業)あるいは外国との競争が存在することの裏づけである。又、コントワールと参加企業の間で規則的

22) Comité des Forges de France, *op. cit.*, p. 514.

23) Et. Villey, *L'organisation professionnelle des employeurs dans l'industrie française*, Paris, 1923. pp. 150-151.

24) P. de Rousiers, *op. cit.*, p. 240.

25) Supplément à *l'Echo des mines et de la métallurgie* du 9 janvier 1902.

に結ばれる長期契約²⁶⁾は、その契約の下で参加企業の工業利益を無条件的に保証したものでないことを、この事件は教えている。

この対外的競争に加えて、参加企業は対内的競争からも免れることは出来ない。その際、二つの局面が考えられよう。定款41条²⁷⁾の規定を紹介しよう。「新規の需要への適合という目的で、参加企業により行なわれる銑鉄の品質改良などの経営努力を契励するために、ある銑鉄購入者が銑鉄に一定の特性を要求し同じ分類の銑鉄よりも高く支払うことを同意した場合には、価格の追加分はそれに係った銑鉄量について諸経費のための手数料と第40条²⁸⁾に規定された特別天引を除いて、すべて完全に生産企業に属する。もし逆に、ある社員が生産する銑鉄が品質の悪さのために同型同種の銑鉄よりも低い価格でしか販売されえなかった場合には、その値引分は生産企業によって免担されなければならない。各社員は発送する銑鉄の重量と品質について責任を負っている。」ところで一方、参加企業の生産可能な銑鉄について、鋳物用銑、精錬用銑、トーマス銑の用途別の分類とそれぞれの品質等級がコントワールの定款第37条により前提的に明示されており²⁹⁾、それに従って「参加企業は生産し自由に処分可能な銑鉄について送り状を月末にコントワールに渡さなければならない。そして、送り状価格は、その月の販売の平均価格に基づき取締役会によって決定さ

れる」³⁰⁾のである。要するに、すべてのコントワール参加企業は一定規格の銑鉄を同一種銑同一価格でコントワールを通じ販売することを原則とするが、この原則外で成立した売買で実現される「特別」利益あるいは損失は各参加企業に帰するのである。それ故、それをめぐる参加企業間の競争（企業の経営努力）が存在する。又、他方でこの原則に基づく価値実現も参加企業に対し多様な経営結果として反映する。コントワールは参加企業の銑鉄の販売方法、条件に対し管理あるいは運営権を及ぼしたとしても、生産それ自体に詳細な直接的規制を考慮に入れていない。従って、各個別企業を取り巻く経済諸条件、例えば地域的偏在傾向のある鉄鉱石、石炭コークス等の原・燃料資源条件、とくに輸送費の問題に関係する立地条件、労働集約型産業鉄鋼業における労働事情及び金融条件、それに以上のような経済与件の配分・利用を合目的行為とする企業経営者の人的資質の条件（人間的資源）は参加企業ごとに全く多様であると言える³¹⁾。だから「銑鉄価格を構成する原価は絶えず減少傾向にあり、コントワール設立時の1867年と20世紀初めの原価を比較した場合、1トン当り30フランの低下があった」³²⁾としても、それは参加企業の総体としての傾向であり、各企業の銑鉄価格の原価は、この平均的傾向よりも前進的あるいは後退的と多様に現われる。その結果、各企業の経営努力で実現した原価引下げ分は必然的にそのための生産方法を構想し利用した者に対する個人的利益を構成し、

26) 1899年8月1日更新の定款では、契約期間は5年5ヶ月で更新可能とされている。Article 2 des Statuts.

27) Article 41 ds Statuts.

28) Article 40 des Statuts. 「特別準備金が創設される。その目的は不適切な信用から生ずる損失を償うことにある。この資金はコントワールへの銑鉄送り状価格の合計の0.5パーセントの天引によって構成及び供給される」

29) Article 37 des Statuts.

30) Article 38 des Statuts.

31) 1900年の万博期の各参加企業の構成物件、労働者数及びその他の経営状態については *Les Mines et la Métallurgie à l'exposition universelle de 1900*, Paris, 1900-1901. を参照。

32) *La Réforme économique* du 14 décembre 1902, p. 1698.

対内的競争を必然化している。

実際には、以上の二つの局面が複合的に絡み合って展開するのであり、参加企業間には銑鉄の国内市場での販売のための共同組織、コントロールが見い出されるとしても、それは盲目的な価格の画一性による相互守護の組織ではない。国内市場での販売以上の銑鉄売買取引、自己の工場経営における意思決定、管理運営について全く自由なイニシャチーフをもつ参加企業は、相互的に常に生産性向上への競争状態を創り出していると言える。

ここで、フランス鉄鋼協会 (Comité des Forges de France) の事務局長、R. Pinot の、ロングウィ・コントロールに代表される製鉄コントロールと参加企業の関係についての説明を聞こう³³⁾。「コントロールの定款は参加企業に対し更新可能な最高期間3年の契約を規定している。しかし、3年ごとにコントロールの社員たる参加企業は割り当てられた *quantum* を改訂する権利をもっている。この3年間、コントロールの代表取締役は参加企業のために、この *quantum* を販売する責任がある。もし予期出来ない市場動向のために、顧客が *quantum* の総量よりも多く要求した場合には、代表取締役は参加企業に生産強化を促し、また逆に取引先によって要求された量が *quantum* の総量よりも少なかった場合には、代表取締役は各参加企業に各々の利益を侵害しないように生産の比例的引下げを引受けさせなければならない。

しかし、もしコントロールが参加企業に対して製品の量に関してしか、そして上の条件でしか契約していなかったならば、参加企業がコントロールとの契約期間でも生産手段を拡大する

ことは自由である。寧ろ、参加企業はコントロールとの契約更新の際、より多い *quantum* を要求出来るように常にそれを怠ることのないように配慮すべきである。

また3年というこの期間、コントロールの代表取締役の唯一で最大の専心事は何と規定されるであろうか。それは顧客の消費力を増大し、製品市場を拡大するために必要な措置をとることである。代表取締役は参加企業による新規事業の実施、そして新規の工場設立の結果、契約更新の際に13単位の *quantum* をもつ企業が17単位の *quantum* を要求したり、あるいは意見が一致しない事態もありうることを十分に知っているし、他方で100単位を購入する顧客に対し将来において120単位を販売しなければならないことも認識している。代表取締役はこの観点で動いているのである。」

以上にみる限り、コントロールは参加企業の市場原理に支えられた自由なイニシャチーフを破壊するどころか、参加企業の自由な発展を許容していたことになる。

更にこの形態の商業組織は国内的及び国際的企業競争の激化する過程において多様の生産企業の存立基盤を確保するという、企業の体質強化の役割を果していることに注目したい。一般的に近代製鉄企業の発展は銑鋼一貫工程の操業形態を推進しつつ、燃料消費量の低下と特に高炉の大型化・重装備化を実現させていく。だが、この生産設備の加速度的巨大化・集中化は企業ごと国ごとに速度を異にする。企業評価の基準として一般に使用される高炉1基1日当りの出銑量及び高炉所有基数の比較分析がそれを示すであろう。アメリカの製鉄企業では、高炉1基1日当りの出銑量は19世紀末には210~260トンが一般的で20世紀初頭には例外的ではあ

33) R. Pinot, *Le Comité des Forges de France au service de la Nation*, Paris, 1919. p. 12.

るが、700 トンを生産する大型高炉さえ建設されているのである。しかし同じ時期のヨーロッパでは、70~180 トンの間で製鉄企業間の競争が展開されたという³⁴⁾。そしてロレーヌ地方の高炉についても、180 トンを越えることなく、1 企業当りの高炉数は2 基が一般的であった³⁵⁾。又、ロングウィ・コントワールに参加する11 の企業の場合、高炉総基数が28 で、Gustave Raty et C^{ie} と C^{ie} des Forges de Châtillon, Commentry et Neuves-Maisons の2 社の4 基が最高である³⁶⁾。さらに第一次大戦直前の1913年—1905年から続いたフランス経済の好況期の最頂点——においても、Meurthe-et-Moselle 県の製鉄企業に展開された生産の集積の度合いに関して高炉基数の若干の増加があったとしても高炉の生産性（高炉1 基1 日当りの出鉄量）そのものの上昇は殆ど認められない、つまり製鉄部門の企業規模における基調的変容は看取されないといい（表2 参照）。しかし、この間同県の製鉄量の急速な拡大は、表3 に示す如く、フランス製鉄業における Meurthe-et-Moselle 県の地位を増々高めていっている。すなわち、それは1888年にフランス生産総量の50 パーセントを越え、その後

も上昇傾向を辿り1913年に69%に達している具合である。ではこの状況は如何に把握されるべきであろうか。

製鉄業という基幹産業部門において、このような主導的地位を獲得・維持するためには原理的にはそして実際的にもアメリカなどにみられるように、より強大な企業が孤立的ないしは不十分な企業相互協力関係しかもたない多数の企業を吸収合併し、資本の集積・集中過程を経て巨大企業を誕生させる方法が考えられる。しかし、Meurthe-et-Moselle 県の製鉄企業は、個々の企業主に経営主体性を消失させ、一つの中央集権的な経営管理機構への統合を強制する企業合同に謙悪感を示し、個別企業の枠を越えつつも自生的で自由意志に基づくアントラントによって、そして一定の点に関する正確な契約事項によってより高度な商業的集中を推進する道を選んだ³⁷⁾。この各企業の連帯性と一定の規律の遵守に基づく共同の販売組織、それがロングウィ・コントワールであった。

ここでコントワールの鉄生産企業に対する経済効果に関する若干の証言を聞こう。F. Laur は1900年にコントワールによる鉄鉄の原価引下げの効果を分析し、鉄鉄1 トン当りの原価引下げ分を、商品輸送の合理的割当制からの利益1 フラン、販売部門の集中化による利益0.80 フラン、割引に関する生産企業の利益1 フラン³⁸⁾、合理的在庫管理による利益0.50 フラン、の合計3.30 フラン（51 フランの平均鉄鉄価格の約6%）とした³⁹⁾。同じく、1902年に

34) P. de Rousiers, *op. cit.*, pp. 244-245.

35) なお Meurthe-et-Moselle 県における若干の企業の場合、次の通りである。

	所有高炉基数	高炉1基1日当りの出鉄量(トン)
Société Métallurgique de Gorcy	2	52
Société des Aciéries de Longwy	7	73
Schneider et C ^{ie}	5	80

Les Mines et la Métallurgie, t. I. pp. 133-145, 301-320, t. II. pp. 133-145, 179-198.

36) Article 23 des Statuts.

37) P. de Rousiers, *op. cit.*, pp. 246-248.

38) しかし1900年の万博の際に、ロングウィ・コントワールの総支配人 G. Aubé は割引の廃止案を発表し実施に移す。*Rapport de G. Aubé, Directeur-gérant du Comptoir Métallurgique de Longwy à la Réunion des Directeurs de Comptoirs.*

39) *Les Mines et la métallurgie*, pp. 91-92.

表 2 1913年 Meurthe-et-

工場設立地名	企 業 名
Gorcy Hussigny Longwy	Société métallurgique de Gorcy Société Lorraine industrielle Hauts Fourneaux de la Chiers De Saintignon et C ^{ie}
Mont-Saint-Martin et Moulaine Rehon Saulnes Villerupt	Société métallurgique de Senelle-Maubeuge Aciéries de Longwy Société de la Providence Marc Raty et C ^{ie} Aciéries de Micheville Société métallurgique de Senelle-Maubeuge Société d'Aubrives-Villerupt
Auboué Homécourt Jœuf	Société des Hauts Fourneaux et Fonderies de Pont-à-Mousson Aciéries de la Marine De Wendel et C ^{ie}
Frouard Jarville Maxéville Neuves-Maisons Pompey Pont-à-Mousson	Forges de Montataire Aciéries du Nord et de l'Est Hauts Fourneaux de Maxéville Forges de Châtillon-Commentry et Neuves-Maisons Aciéries de Pompey Hauts Fourneaux
	総 計

典拠: Comité des Forges de France, *La Sidérurgie française, 1864-1914*, Paris, 1920. pp. 176 bis et 189. L. Mazeaud, *Le Problème des unions de producteurs devant la loi française*, Paris, 1924. p. 22. no 1.

F. Méline は次のように述べている。「コントワールの構成企業は諸経費の多大な節約を実現した。それまで、各企業はフランス全国を駆け回り注文を得ようと競い合っていた販売代理人を平均して3人もっていた。この事態は現在コントワールに参加している16の企業にとって48人の代理人と16人の販売のための帳簿係の存在を意味した。コントワールは、もはや唯一の帳簿係しかもたず3人の販売代理人でうまく運営されている。かつて個別企業次元に1トン当り2.50フランに達していた諸経費が、今日では45サンチームに低下している。」⁴⁰⁾

以上のように、ローヌ製鉄業における商業

的集中は生産企業主のイニシャチーブに重大な危険をもたらす工業的集中を加えることなく、そしてこの集中を個々の企業の経済的必要性に規定された集中の度合と内容をもつロングウィ・コントワールの形成に結果したのである。それ故に、この組織は中小の製鉄企業の存立基盤を強化し、いわゆる規模の利益をもつ大企業との競争関係を有利に展開させるという一つの保護的役割を演じたと言える。

ところが、再び表3のロングウィ・コントワールの銑鉄販売量の推移を見た場合、重大な傾向が看取される。参加企業数の増大傾向にも拘

40) *Plaidoirie de F. Méline pour le Comptoir*, 1902.

第一次大戦前フランスの産業組織

Moselle 県の鉄生産

工場の構成物件			製 鉄 量 (トン)					高炉1基 1日当りの 出鉄量 (トン)
高 炉	トーマス 転炉	マルタン炉	トーマス鉄	鋳物用鉄	精錬用鉄	非マンガ ン鉄	合 計	
2		2	10,210	970	31,000		42,000	57
2				51,702			51,702	71
4	3		65,936	5,270	9,784		80,990	55
5			67,208	106,285			173,493	95
5	4	1	248,911				248,911	136
9	6	6	352,660	12,020			364,680	111
3	3		190,304				190,304	174
4				60,490	34,187		94,677	65
6	4		389,599				389,599	178
2					35,570		35,570	49
2				65,133			65,133	89
3				174,654	4,068	86	178,808	163
5	4	1	376,522				376,522	206
8	6	1	393,723				393,723	135
3			95,194				95,194	87
3			20,880	73,057	24,951	5,414	124,302	113
3				24,925	38,265		63,190	58
5	4	1	251,839				251,839	137
4	3	1	169,337			1,622	170,959	117
5				99,727	1,403		101,130	55
83	37	16	2,632,323	674,053	179,228	7,122	3,492,726	

備考：表中の企業のうち、De Saintignon et Cie を除いて、すべての企業がロングウィ・コントワールに参加している。尚、当コントワールは、隣県に Société Lorraine minière et métallurgique de Thionville、と Forges de Vieux-Malhain の2社をも構成企業としている。

らず(表2参照)、ロングウィ・コントワールを通じた販売量が20世紀初頭に最高に達して以来、殆ど400,000トン未満にとどまり、そしてMeurthe-et-Moselle県の製鉄量に占める割合の点で次第に低下する傾向にあるということである。更に、このロングウィ・コントワールは第一次大戦後に再興されたが、戦前のローヌ製鉄業及びフランス製鉄業全体に占めていた地位を回復することなく、1921年1月21日にその活動を停止したのである。そして製鉄業における種々のコントワールの解体が続く。われわれは、この極めて重大な現象に対してどのような視点を向けるべきであろうか。1922年の

L. Romierのコントワール解体に関するコメントは、この問題に一つの示唆を与えている。「ロングウィ・コントワール、製鉄コントワールに続き、鉄鋼業の最後の共同販売組織、薄鋼板コントワールがきのう解体した。この一連の清算、解体においてそれは個々の誤解に基づく単純な結果であると見ることは出来ないだろう。四つものコントワールの消滅を導いた運動の展開は、コントワールの運営の責任者が、その勤勉で秀れた能力にも拘らず、個人の能力ではどうにもならない諸力によって圧倒されたことを証明している。それ故、そこに最高の熱意を困難に陥らせる経済現象

の一つがある。破産したのはコントワールの基本様式なのか。当然のことながら、製鉄業において、コントワール組織に対する反対者は、様式自体が死滅したと考えている。そして奇妙なことに、これまで学說的にも実践的にも最大の好意をもってそれに結びついてきた者さえも、実験は終わったと嘆くならば、今やコントワールに関して疑念に襲われているように見える。ところで、問題となっているのはコントワールの様式それ自体ではないということを証明するためには、鉄鋼業以外の産業部門に一瞥を投げるだけで十分であろう。ピロード産業、人工繊維産業、ガラス産業、若干の化学産業などの多くの産業部門においてずっと以前から試験されてきたこの様式はそこに極めてすばらしい結果を与え、そして与え続けている。この様式の恩恵で、国内市場及び外国市場での販売競争の非常に永い経験をもつフランス企業はその弾力性を保持し同時にその競合者の厳しい集中化への動きを抑えたことは不思議なことではない。恐らく製鉄業はその地位と組織に誇りをもつことがたとえ正当であろうとも、他の産業部門が受けていた厳しい教訓を認識することで得たであろう。現在まで、フランスにおいて、存続し繁栄してきたコントワールは先験的創造物ではなくて、無拘束的商業戦争の結果であった。コントワールは企業の抵抗力と経営技術が試されたこれらの『サンチームの戦争』guerres de centimes に終止符を打った。すなわち、コントワールは既に加圧された必要性によって強固にされるのであって、起りうる経営リスクを恐れてのことではない。そして又、かくして連合した諸企業がコントワールへと進化していく際に伴っていたものは、そこで得られる確実性とそれまで遂行されてきた永き戦争の帰結自身

である諸体系の同質性であった。結局の所、参加企業の各々が以前孤立した状態で生きることが可能にしていた商業的攻撃感覚から、今度は全体が利益を受けるのである。このような長期の競争によって生まれたコントワールは、グループが一つの支配企業に従属した関係になるか、あるいはすべての企業が同等の関係になるかに従って、二種類に区別される。前者の場合、コントワールはあらゆる部面において、梯队つまり支部をもった一つの企業の凝集力をもって機動する。後者の場合、厳格な規則は製造、あるいは個々の企業利益の実現を図るために協定を結ぶ必要のある経営活動の部分にしか及ばない。他の分野は全く自由なものとして残されるのである。ところで製鉄業は原理的にコントワールの普遍化された制度に戻った。それは製鉄業が国防政府のために提供した崇高ではあるが束縛され枠をはめられた業務が終った直後であり、そこでは製鉄業は競争の感覚を少し失っていた。従って製鉄業がコントワールに帰着したのは、商業的精神からというよりもサンディカ精神、必要意識からというよりも経験意識、そして戦略への関心からというよりも自己守護に対する関心からであった。結局のところ、企業競争が弾力性と敏捷性を必要とする時期に、製鉄業は不均質な諸力、責任及び必要のもとに単に自己の代理人の権限を制限しつつ、何の信頼関係もなく又何の規律もなくコントワールの制度に帰着したのであった。

このように不利な条件にも拘らず製鉄業のコントワールはこの産業部門に大きな効用を与え、その骨組を維持してきたことは事実である。製鉄業のコントワールの解体は、それ自体としては嘆かわしいが、しかしわれわれには新しい諸力の目覚め、商業的精神の揚力の指標に

思える。この揚力が初発においては無秩序であることは避けがたいことだ。だがこの精神は次第に自己調整し、いつの日か新しい基礎と資力のもとにコントロールの様式に恐らく戻るであろう⁴¹⁾。

以上の詳細な分析は同時代人の証言であるためにコントロール及びその解体に関し生々しい表現で満ちているが、問題提起的であり、われわれの差し当たっての課題、20世紀ロングウィ・コントロールの推転過程の諸要因を探る一つの手掛りを与えている。即ち、この分析に依れば、戦後のコントロール解体の原因は、その組織の原理あるいは基本様式になるのではなく、さらにコントロールの経営責任者にもなく、コントロールと企業経営者の商業的精神に重大な影響を与えた戦争という経済外的次元に求められるのである。そして戦争直後の新しい状況、企業の経営環境の変化は戦前のコントロールの存立基盤を失なわせたが、企業経営者の自生的商業精神は新たな形態と内容をもつコントロールを誕生させることになると展望した。確かに、この主張は示唆的であるが、われわれはフランス製鉄業における新しい状況の始期を戦後に設定するよりも、19世紀末、1900年パリ万博による鉄鋼ブーム期に置くべきである⁴²⁾。その根拠として、すぐにフランス製鉄量の発展を示す表3が指摘されるが、とくに1920年のフランス鉄鋼協会の分析が重要である。それはロングウィ・コントロールとフランス製鉄業の幸福な歴史関係を明確に表現しているからである。「四半世紀前以来、フランス製鉄業の著し

い発展は何よりも鋼生産の巨大な増加によって行なわれた。そして製鋼業者の大部分は銑鉄を購入することなく自分自身で生産している。工業技術の変革によってロレーヌ及びフランス製鉄業にロングウィ・コントロールが占めていた地位が、今日何の危機もなく低下してしまった理由がそこにある。この役割低下はいかなる衰退も意味しない。それは逆に新たに生じた状況に対応することを試みることなく、専ら全体の利益の観点で設立され、常に顧客に対する効用と同様にロレーヌ銑鉄の生産者に与えられる効用によって、その機能を正当化してきた一つの制度の知恵を示している。⁴³⁾ この主張を踏まえて、次のような結論が与えられるであろう。われわれが前述したロングウィ・コントロールの市場関係の三大カテゴリーのうち、最も関係が弱い第3のカテゴリー、製鋼業の発展とフランス製鉄業の発展は結合しており、高炉を所有しない製鋼企業は極めて稀な存在となるのが歴史法則である。それは言うまでもなく統合企業形態の技術的有利性と経済性——高炉から溶融状態のまま銑鉄を製鋼炉に運びその顕熱を有効に利用し、同時に高炉から発生する大量のガスを回収し圧延部門を含めた製鉄所内各所に利用——に大いに関係している。一方、銑鉄生産者のための共同販売の自然的組織というロングウィ・コントロールの基本性格は、フランス製鉄業の拡大発展の初期的役割を果し、寧ろ自己の存在理由を弱める製鉄業の統合化をもたらした。しかし、これは結果であって目的ではない。ロングウィ・コントロールの基本性格は設立当時のままに社会的使命として在り続けたのである。

41) *Journée Industrielle* du samedi 30 décembre 1922.

42) L. Brocard, *La grosse métallurgie française et le mouvement des prix de 1890 à 1913*, *Revue d'histoire économique et sociale*, t. X, 1922. p. 382.

43) *Comité des Forges de France*, *op. cit.*, p. 513.

表 3 フランスの鉄生産の推移 1864-1913

年次	フランス総生産量 (A) 千トン	Meurthe-et-Moselle 県の生産量 (B) 千トン	(B) (A) %	ロングウィ・コ ントワールの販 売量 (C) 千トン	(C) (B) %
1864	1,213	189	16		
1865	1,204	240	20		
1866	1,260	291	23		
1867	1,229	321	26		
1868	1,235	344	28		
1869	1,381	420	30		
1870	1,178	308	25		
1871	860	91	11		
1872	1,218	220	18		
1873	1,382	271	20		
1874	1,416	255	18		
1875	1,448	299	21		
1876	1,435	328	23		
1877	1,507	383	25	49	12.8
1878	1,521	440	29		
1879	1,400	448	32		
1880	1,725	538	31		
1881	1,886	607	32		
1882	2,039	716	35		
1883	2,069	783	38		
1884	1,872	747	40		
1885	1,631	707	43		
1886	1,517	738	49		
1887	1,568	771	49		
1888	1,683	911	54		
1889	1,734	943	54		
1890	1,962	1,084	55		
1891	1,897	1,079	52		
1892	2,057	1,213	59		
1893	2,003	1,216	61	400	32.9
1894	2,070	1,288	62		
1895	2,004	1,254	63		
1896	2,340	1,469	63		
1897	2,484	1,546	62	391	25.3
1898	2,526	1,550	61	385	24.8
1899	2,578	1,576	61	454	29.0
1900	2,715	1,670	62		
1901	2,389	1,446	60		
1902	2,405	1,561	73		
1903	2,841	1,887	66		
1904	2,974	2,001	67		
1905	3,077	2,109	69		
1906	3,314	2,295	69		
1907	3,590	2,493	69		
1908	3,401	2,289	67		
1909	3,574	2,429	68		
1910	4,038	2,750	68	356	12.9
1911	4,470	3,012	67	403	13.4
1912	4,939	3,403	69		
1913	5,207	3,589	69	370	10.5

典拠: Comité des Forges de France, *La Sidérurgie française, 1964-1914*, Paris, 1920. pp. 511-512; R. Pinot. *Le Comité des Forges de France au service de France*, Paris, 1919. Annexe; P. de Rousiers, *Les Syndicats industriels de producteurs, en France et à l'étranger*, Paris, 1901. p. 217.

II 戦後産業再編成のためのアンタント

(1) キャルリオズ報告の分析

〈クレマンテル調査〉の専門報告官の一人キ

ャルリオズ (J. Carlioz) は「戦後フランス生産組織の研究: 製鉄業の場合」という報告書¹⁾

1) *Arch. Nat.*, F¹² 8049, Etude de l'organisation de la production française après la guerre; la sidérurgie. par J. carlioz, 1917.

を1917年に産業諮問委員会に提出している。この報告書の分析にはいる前に、彼が1900年に産業諮問委員会の専門委員として、そしてI型鋼コントロール、薄鋼板コントロールの監督官として発表した著書「経営アソシアシオンの研究」²⁾から、彼の初期的かつ基本的思想を把握しておく必要がある。

キャルリオズの現状認識は次の通りである。客観的事実として、1900年当時、産業及び風土に応じ形態と方法を異にしながらも有効性と永續性の点で共通の基盤をもつアソシアシオンが各国に存在している。それ故、この組織の有利な側面と、逆にそれに対する批判を分析し、そこから経営アソシアシオンが自己目的——正当利潤の実現可能な価格の保証——を達成するため満たすべき条件に結論を下すこと、それが今日の課題であるという。他方で、経済の基礎過程として商工業における集中化現象は大企業の出現をもたらしたが、同時に小規模企業を死滅に追い込んでいる。経済競争と市場行動は安価な生産と販売を求め、それは大量生産、大量販売でもってしか可能でないからである。そして小規模企業の消滅は同情に値するが、この集中化現象によって利益を受けているのは社会であって、社会の利益は個人の利益よりも優先されなければならないと唱導した彼は、この社会の利益に繋がる安価な生産を最も容易に可能にするのは、最も完全な経営アソシアシオンたるトラストであるとする。しかし、キャルリオズはフランスにおいてトラストに優先権を与えることを次の理由で拒否する。①当時の法制度がトラストの創出に対立する原則によって成り立って

おり、しかも新立法措置の必要性が両院の賛同を得る状況にない。②トラストは企業国有化への最終段階であるが、この国有化は善であるとは思われない。というのは国家によって買占められた企業は、常に生存競争下にある私企業よりも生産費が重み進歩が少ない。更に私企業は自己の共同経営者の選択の基準を飽くまでも企業の取引、技術そして管理に置くのに対して、国有企業における代理人の選択の場合には、しばしば情実が付きまとう。③大部分の工業的企業を構成する株式会社の運営は優れた経営能力ある者に委ねられており、すべての次元での意思決定に経済的条件が支配する。国有企業の場合、この性格が弱い。④国有化、それは社会主義概念としてのコレクティヴィズムを導く。

確かに以上のキャルリオズの思想は、それ自体極めて概略的であり、国際的規模で激化する企業競争の中で、旧来のフランスの経営様式、価値体系の変革の必要性と個別企業主の主体性維持の必要性に関する認識上のジレンマに満ち、独占と国有化それにコレクティヴィズムを殆ど何の契機もなしに直結させるという粗雑な側面をもっていたとしても、それは時代的制約に大いに関係しており、プチの保護という側面にのみ固執する当時の思潮にあっては、「革新的」であった。だからこそ、「ドイツ製鉄業の生産力は、20世紀初頭のドイツ経済力そのものであったと同時に、その軍事力と国際政治における役割に可能性をもたらした」³⁾と考えていたクレマンテルが戦後フランス経済再建のために主導産業部門として製鉄業を位置づけ、その再編成に関する専門報告書にキャルリオズを

2) J. Carlioz, *Etude sur les Associations industrielles et commerciales*, Paris, 1900. 尚、彼のその他の主著として *Les Comptoirs de vente en commun*, Nevers, 1905. *Administration et organisation commerciale*, Paris, 1918 がある。

3) Cf. J. Bariéty, *Le rôle de la minette dans la sidérurgie allemande et la restructuration de la sidérurgie allemande après le Traité de Versailles*, Metz, 1973. p. 233.

任命した所以もそこにある。

そこで以下、われわれは産業諮問委員会に対する報告におけるキャルリオズの主張内容を解析していこう。彼はこの前文で次のように述べている。「フランスにおいて、約10億フランの資本に利益を生み出し、年 67,500 万フランの完成品を生産し、製鉄工場に 70,000 人そして鉱山に 20,000 人を雇用し、約 2 億フランの石炭、コークスと 6 億フランの鉄鉱石を消費する産業、それが栄光のフランス製鉄業の全体像である。この重要性になお次の事実が付加される。つまり鋼はあらゆる形態のもと他の大部分の産業部門の原料となり、すべての産業に欠くべからざるものである。それ故、フランスの繁栄、商工業の活力は絶対的に製鉄業に依存していると言うことには、何の誇張もない。」しかし一方でこのフランス製鉄業が重大な脅威にさらされようとしていることが確認される。「アルザス・ロレーヌのフランス領への復帰によって、フランス全体の粗鋼生産量は、2,285,000 トンが加って年 7,400,000 トン近くに達するであろう。これはフランスの平常の需要を 50 パーセントだけ超過していることになる。だからフランス製鉄業の主要関心事は生産することではなくて、生産物を利潤を生む価格でいかに販売するかである」という。キャルリオズは、この展望に関して重要な主張を付け加える。過剰生産はフランス国内市場の争奪を生産者間に強制し、規模集積の利益を享受出来ない小企業に破壊的な価格の下落を必然化させる。この大企業による小企業の領域への侵入という市場構造に規定されたフランス製鉄業はその地位低下を余儀なくされるであろう、と言う。要するに、キャルリオズは過剰生産、競争の拡大下においてもいわゆる非競争可能企業の消滅を認め

ず、大企業と多数の中小企業の共存共栄に基づくフランス製鉄業の拡大発展を目論んだのである。これは産業と政策の直結、産業構造の大型化・中央集権化によるフランス製鉄業の再編成を構想するクレマンテル個人の意見とは若干ニュアンスを異にするが、しかしキャルリオズ報告の最大の目的は、一方で大企業の出現（中小企業の消滅）に社会の利益とし一定の承認を与え他方でトラストの形成を拒否した 1900 年当時のキャルリオズの考えを修正し、精緻化し、中小生産者の消失過程を経ないフランス製鉄業の発展の道を探究することであった。

では、彼が構想するフランス製鉄業の発展の道及びその方法は、具体的にはどのような内容を持ち、その実現へいかなる媒介を必要としたであろうか。

キャルリオズは次の側面をもつ理想型の製鉄工場を描いている。それに依れば、「1年を通じて同型の鋼塊しか生産せず、圧延ローラーの均一の軌道で同一形状しか圧延加工しない工場、そして機械、設備を最少限に減らし同じく労働力を最少単位に整理し同一同種の労働の無限の反復がもたらす熟練、器用、迅速によって資本生産性と労働生産性が最大限に押し上げられる工場、その生産物の原価は最低となろう。そこで、われわれの到達すべき目標、それも最も接近可能な目標は、必要な限り遠き将来まで技術的価値と耐用年数の永い機械装置を持ち、同時に少ない労働力でもって、そして全く仮定であるが、多種生産工場の費用よりもずっと低い経費による最高の生産、この生産体系を最適かつ完全に利用でき、最大の改良そして同時に最低の原価を実現できる工場である。」

産業諮問委員会では、生産の規格化 (standardisation) と連関したこの理想の専門化工場

案は実現性に乏しいと判断された。その理由として、①多種少量生産から少種大量生産への生産体系の基本的変容は仮に新規設立工場には可能であるとしても既存の工場では、新規の設備投資に要する膨大な出費は企業経営の存立自体に重大な影響を与えること。②多品種商品の生産者による直接取引を主体とする従来の製鉄業における商慣習との軋轢が大き過ぎること、の2点が指摘された。だが、キャルリオズは「この生産の専門化は同種産業部門の企業間の協定の中に、商業的次元の困難を克服する手段を見出すことが出来る」⁴⁾として、産業諮問委員会の意見より進めて、戦後がフランス製鉄業にもたらす国際状況は、原価引下げ競争とそれに規定された工場の専門化を強制的なものにするに認識し、「工場の専門化は、すべての製鉄業者間の予備的な協定によって大いに促進される。しかもこの協定は共同販売組織としてのコントロールにおいてしか実りある凝結を見出すことは出来ない」と結論している。

では、アメリカにおけるトラスト、ドイツにおけるカルテルなどのアンタントの国際的拡大傾向で、フランスのとるべき産業発展の道として、キャルリオズによって提唱されたコントロールには、どのような内容規定が含まれるのであろうか。それは、まず第1に、コントロールは同種商品の生産者が一定の契約に基づき商品の販売を共同して行なう組織体である。第2に、コントロールは生産者自身によって構成された人的あるいは資本的会社形態をとり、生産者はコントロール経営に直接参加すると同時に自己の生産物の全部を契約によって会社に販売

する。その結果、コントロールは契約工場の生産全体の所有者となり、かつ唯一の商品販売者となる。かくして、キャルリオズは戦後のアンタントとして、戦前フランス製鉄業におけるアンタントの唯一で完全形態たるコントロール、とくにロングウィ・コントロールの基本性格を有し、その規模の拡大する形態を構想したと言える。しかし、この構想の実現化を図るためには、戦前フランスに広く流布していたコントロールに対する批判、とりわけコントロールは価格騰貴の促進要因となるという消費者側からの批判、及びコントロールがその関係産業部門の発展に障害となるという批判に説得的な回答を与える必要があった。そこでまず彼は第1の批判の反証として、フランスにおける鋼相場の推移を例示した(表4)。

キャルリオズがI型鋼コントロールの監督官の地位に在り最も説得的な例として挙げたこの表から、われわれ自身、次の結論を引き出すことが可能である。すなわち、1896年のI型鋼コントロールの設立時より1914年までに、コントロールはI型鋼を100kg当り15フランから19フランの間で販売している(変動率26.7%)のに対し、他方パリの自由市場での価格の変動は93.5%に達している。しかも常にI型鋼の価格は自由市場での鋼価格より低い。この事実はコントロールが販売機関であっても、〈pool〉、〈corner〉などのように買占手段として機能するのではなく、販売価格の調整・抑制機能を果たすることを示している。更にこの機能を証明するのに、われわれが前節で分析したロングウィ・コントロールが20世紀初頭に実施した売買契約変更と同様の措置が看取される。1899年から1900年にかけての一時的価格高騰の時期、コントロールはそのI型鋼の売買

4) *Arch. Nat.*, F¹² 8060. Travaux du Comité consultatif des Arts et Manufactures, VI. Le Développement du machinisme et la spécialisation des usines.

表4 フランスにおける鋼相場
(100 kg 当りの価格: 単位フラン)

年代	I 型 鋼		自由市場での鉄と鋼		薄鋼板
	コントワールからの商人車積込み渡し価格(パリ)	商人からの販売価格	パリの商人から消費者への販売価格		商人からの販売価格
			鉄	鋼	
1896	15.00	16.02	15.19		
1897	16.37	17.47	16.49		
1898	16.50	17.16	16.02		
1899	17.61	23.09	22.34	26.67	25.32
1900	19.00	24.14	26.17	27.36	31.85
1901	17.13	18.09	16.86	20.29	29.40
1902	16.03	17.15	16.17	19.11	29.40
1903	16.10	16.94	15.55	17.83	29.40
1904	15.81	16.73	15.06	15.68	29.40
1905	15.39	16.73	15.14	15.47	17.59
1906	17.84	20.33	19.89	20.19	21.52
1907	18.50	20.49	19.88	20.49	23.20
1908	17.50	18.81	17.66	18.81	19.47
1909	16.25	18.55	16.28	16.94	18.16
1910	16.25	19.39	16.90	17.64	18.49
1911	16.50	19.43	16.85	17.20	19.79
1912	17.91	21.56	20.77	20.37	24.92
1913	18.50	24.02	20.98	20.82	24.86
1914	17.75	20.82	18.05	17.98	19.60

典拠: Arch. Nat., F¹² 8049, Etude de l'organisation de la production française après la guerre. Rapport de J. Carlioz. Tableau établi d'après les indications puisées dans les journaux; l'Ancre de Saint-Dizier, La Métallurgie, l'Usine, etc.

契約を 23.50 フラン (100 kg 当り) で締結していたが、実際にはいかなる売買契約もこの価格で実行されなかったのである。つまり価格が低下するや否や、コントワールは自主的に契約価格を 20.50 フラン、そして大部分について 17.75 フランに戻したのである。それで、表 4 が示しているように、1900 年の平均の販売価格は 19 フランでしかなかったのである。

第 2 の批判に対し、キャリリオズは、アントンの諸々の具体的形式の中でトラストこそが

この批判の対象となりえて、コントワールはその対象にならないとした。その説明に依れば次の通りである。

唯一で絶対的権限を有する管理委員会のもと、すべての企業の経営権を結合するトラストは各企業の個性性、自由、イニシャチーブを奪い、個を考慮せずに共有体の利害に従って、一方を閉塞させ、そして他方を発展させる。又、大きな進歩を実現出来るが、濫用も出来る。この両極端を大きな割合で可能にするのがトラストである。他方で、トラストは参加企業のそれぞれから生産設備や生産方法の相対的に優れた部分を取り上げ、すべての企業にその利益を享有させることが出来る。しかし、市場の支配者なるトラストは経費節約のために生産設備のあらゆる更新に対立出来る、こう言うことがより正確である。現に、トラストは諸々の発明の特許権を買占め、その実用化によって高価な設備を更新しなければならぬ事態を防いでいる。トラストはすべての工場の支配者だからそれが可能である。しかるに、コントワールは参加企業の販売代理店でしかありえず、生産技術管理にいかなる行為も及ぼすことは出来ない。コントワールの社員は自己の判断に基づいて自己の企業にいかなる生産設備・方法を導入しようとも全く自由である。しかも、ここでは技術革新が必然化される。というのは、参加企業にコントワールより支払われる価格は、原則として同一商品同一価格であるために、各企業の利潤の増大のためには技術革新によって自己の生産物の原価引下げの方法しかないのである。また逆に、各企業の技術革新への努力が可能なのは、コントワールが参加企業に多くの自由を与え、生産物販売に関する物質的・精神的負担を取り除いているからである。

ところが第1、第2の批判に対するキャリオズの回答を聞いたわれわれは、コントロールが多くの生産者、産業界と同じく消費者そして国家にも一定の利益を与えるという、原理的に国民的利益に即したアンタントの一形態であるという結論に導かれるとしても、それがいわば、広汎な国民的合意のもとに成立した組織ではないという事態に遭遇する。すなわち、戦争前夜のフランスに存在するコントロールの絶対数が少ないこと、とくに生産者間の諸協定の共同組織（専らコントロールの形態）が高い進展度を示していた製鉄業においても、ロングウィ・コントロール及び特に鉄道建設資材に重心を置く鉄鋼製品輸出コントロール、以下ロングウィ・コントロールがその創立に寄与したI型鋼コントロール(1896年設立)、車体・発条コントロール(1896年設立)、車軸コントロール(1892年設立)しか見い出されえない⁵⁾。これに対して、キャリオズは、その原因がフランスに固有なものであり、それを取り除くことが戦後フランスの産業政策の重大な課題であると断言して、その興味ある原因解明を試みている。

まず第1に、企業経営者自身に由来するもの。彼らがコントロールに参加することになれば商業上の自由・独立の永い習慣を放棄しなければならず、企業経営者と取引先の関係が、それまでの直接的・人的なものからコントロールを介在した間接的・物的なものに変容し、匿名の商品供給者としての地位に帰することに対して生産者の抵抗が執拗であった。更に、存在基盤が社会的に明確でないコントロールに参加後、それが解体した場合、従来の商慣習に回帰する可能性があるかどうかに対し、生産者は常

に疑問を抱き続けている。

又、参加コントロールにおいて、実現された利益が社員に平等に分配されるのかという感情、言うなれば非常に人間的で普遍的に感情が生産者に付きまとっている。

そして製鉄業は増々、株式会社の経営形態をとり、所有と経営の分離が一般化している。この事は企業経営者が必ずしも工場等の所有者ではなく、自由な採量権を有していない経営者は取締役会に対し責任を負い、そこで自己の会社を現存するコントロールとの契約関係に置くことに躊躇する(経営の慎重・保守主義)。又、コントロールが存在しない場合、コントロール形成のイニシチーフをとった経営者は、自己の企業が同じ産業部門の中で相対的に競争力に乏しく、そのためコントロールの唱導者となる必要を感じているという印象をライバル企業経営者に与える危険があると思っている。以上のことが経営者にコントロールの効用・重要性と必要性を心理的には感得させながらも、現実的にはイニシチーフをとることに躊躇させる、とキャリオズは分析し、「国家自身がそのイニシチーフをとらなければならない。国家のみが、その真意を偽ることなく、それが出来る。しかも、これは差し迫った問題である。というのは、ドイツは戦前のカルテルを拡大発展させ、強力な原料購入カルテルを創立することで、軍事戦争に引き続き経済戦争を熱心に準備しているからである」と結んでいる。ここに、産業経営における「革新」の担い手としての国家が登場するのである。

第2の原因は、顧客＝一般大衆から生じる。コントロールとは顧客にとって、その商慣習を混乱させる組織である。つまり、商品の購入者は、自己が隣人よりも商取引に熟練し、生産

5) Et. Villey, *op. cit.*, pp. 157-158.

者をお互いに自由競争下に置いて、より安価な生産物を手に入れることが可能であると考えている。このような思考様式をもつ顧客は、すべてに対し同一の基本価格で商品を納入するコントロールに共感しえない。そして一般大衆もコントロールの経済的役割を十分に知ることなく、それをサンディカ、謀議あるいは買占=投機と同義的に捉えている。

第3は、国家に起因する。顧客=一般大衆にコントロールに対する先入観を与えた責任は、コントロールに関する固有の法制を確立することなく、19世紀初頭の穀物買占業者に対する立法措置を不当に適用させてきた国家にある。すなわち、国家も、一般大衆と同じく、コントロールに対して先入観を抱いていたことになる。又、それによって、コントロールはその結成、活動そして拡大を秘密裏に進めることを余儀なくされたのであるという。この認識に立って、キャルリオズは「この法制下では、生産者は敢えて取引上の種々の協定を締結しようとはしない。それは、実際には立法化されなかったが、政治家がそれに適用しようとする法の厳格さに危惧を覚えているからである。だから、政治家、立法者、行政官に対し、コントロール組織の真の存在は何であるか、そしてそれが生産者の危険な共同行為ではないことを理解させること、それがわれわれに必要な義務である」と確信している。

かくして、キャルリオズは近代フランス社会に規定された企業経営者、一般大衆及び政治家の価値観・心理状態が経済実態の在り方に相応することなく、19世紀初頭のそれと同じ段階にあるとして、それをコントロールが国民的合意を得るに至っていない主要原因と判断したのである。だが現実には、コントロールがその発展

に重大な障害要因の存在にも拘らず、特に製鉄業に設立されていることは、そしてロングウィ・コントロールの場合にみられる組織としての永続性は、この組織が不当で法外な利益追求を目的とする手段ではなくて、その産業部門に不可避免的な経済合理的目的に即していたことを示す証左の一つであろう。キャルリオズも戦後フランス製鉄業にコントロールの必然性を展望した。「コントロールは戦後も増々その不可避性を高めるであろう。何となれば、鋼の過剰生産が大規模化し、その販売は低水準の価格設定を強制化する。しかし、この販売価格の抑制は原価引下げの結果でしかありえず、又この原価引上げは生産物及び機械・装置の規格化と、工場の専門化を必要とする。この二つの条件を完全に実現出来るのは、生産者間の協定を措いてない」と。

(2) 産業諮問委員会の結論と政策提言

産業界と政府の関係強化を図るために、近代的な経営者団体の組織化を準備するクレマンテルは、その創設に着手する前に、キャルリオズにその予備的研究を命じている。その研究成果は「Les Associations industrielles et commerciales」⁶⁾ というテーマで産業諮問委員会において報告され、それに基づき産業諮問委員会は、キャルリオズの製鉄業に関する前述の報告書と併せて、戦後フランス産業の再編成=戦争経済から平和経済への再建過程における種々のアンタント、経営アソシアシオンの在り方に関し総合的な検討と結論を行なっている。われわれは、産業諮問委員会の結論を、クレマンテル個人が首相（兼軍事大臣）宛に送った重要

6) *Arch. Nat.*, F¹² 8060, Travaux de Comité consultatif des Arts et Manufactures, VII. Associations industrielles et commerciales.

な書簡⁷⁾の内容と比較しつつ、その解析を試みる。

まず産業諮問委員会は戦後フランス経済におけるアントラント、経営アソシアシオンの必然性について以下のような認識に達していた。戦前フランスには、キャルリオズが指摘した三つの要因がアントラントの形式に障害となっていた。しかし戦争によって促進されたアントラントの形態、コンソルシウム (Consortium)——国家の絶対権に基づき輸入を集中的・集团的に実施し生産物を均等に分配するという直接的目的を有していたコントロールの特殊形態——の戦後への存続は不可能であったとしても、それは戦後の困難克服への重大な契機となることを展望している。すなわち、戦中の「上から」推進されたアントラントは企業経営者、一般大衆の意識を変革させ、戦後に彼らの自発的意識による「下から」のアントラントの形成を促進させることになるからであるとした。しかしアントラントの発展及びその関係者の意識変革過程において、生産者の共同行為を禁止する法律条項を廃止し、その団体が法認組織となるために新しい立法措置が早急に採られなければならないとした。又、戦後のフランス産業は、対内的には設備投資の立ち遅れ、労働力問題及び労働運動の高まり、そして財政再建のための新税問題などの多様な問題を抱え、対外的には国際的な保護主義強化の動きの中で外国との競争激化に直面しなければならず、このような不安要因に取り巻かれたフランス産業に大きな経済活動を保証しうるのは、一つの原理、つまり外国の競争に

対しフランス産業界が合同して抗することであると、*「軍事的徴兵と同じ性格で一種の産業的徴兵 (conscription industrielle) を受け入れなければならない」*と産業諮問委員会は主張した。

では委員会が産業的徴兵と形容したアントラントに関して、われわれはその形式と役割、及びそこにおける国家の役割の視点から考察を加えなければならない。

④ アントラントの形式と役割

産業諮問委員会は戦後のアントラント、経営アソシアシオンの形式を探究するのに、その大原則として、それがフランス経営風土に出来るだけよく適合する形式を選択しなければならないとした。ダンピング政策をとるドイツの厳格なカルテルやアメリカのトラストはフランス産業には醸成されえないし、況して消費者の利害と結びついたフランスの世論とは相い容れない。それ故、サンディカの運動の過程で、ドイツのように帝国政府及び巨大企業の圧力のもと、*《Zwangssyndizierung》*の原理が確立していったのに対し、フランス、すなわち産業小分割 (*morcellement industriel*)の国では、このドイツの体制は小企業の大企業による吸収、あるいは消滅に結果することになる。ところで、微小でさえ国のあらゆる諸力を活化させ、維持することは国民的利益に結びつく。というのは、これらの小規模企業はフランス的特性に固有な発明、探究精神を保有し、相互に破壊的な競争関係もなく逆にそのうちに自己の経営努力を統合するようになる。それは、特に原料購入と製品販売に関して高まる困難を克服する目的で自発的に自己規制した結果である。こうして成立したアントラント、あるいは経営アソシアシオンは、今度は、その目的の一つとして、充

7) *Arch. Nat.*, F¹² 8062, Lettre de E. Clémentel, Ministre du Commerce, de l'Industrie, des Postes et des Télégraphes, des Transports maritimes et de la marine marchande, au Président du Conseil (ministre de la Guerre), 29-III-1919.

分な経営手段を有しない企業に関して、それらを消滅させるのではなく、逆にそれらを救済するために必要な手段と助言を与える。以上の理由を指摘した産業諮問委員会は、トラストは勿論のことドイツ型の強制カルテル＝「上から」の経済のサンディカ化の形式を拒否する。

この産業諮問委員会の結論に関して、われわれは若干の問題点を指摘出来るであろう。それは、この結論とクレマンテル個人の構想の間には若干の相違点が見い出されることである。クレマンテルも、フランスに発展しうる生産者サンディカは組織としての活力を得るために生産者自身の自由意思に基づく原理によって構成されなければならないとし、生産者個々のイニシャチーブの高次の形態こそが集団のイニシャチーブに他ならないとした。そして彼はフランスの生産者に対し、当時の開明的ブルジョワジーに受け入れられていた H. Bergson の思想⁹⁾を十分に黙考すること求めて言う、「自由はエネルギーの偉大な源泉である。しかしそれは個々の意思が秩序立って共通の目標を則するという条件下である」と。要するに、クレマンテルは強制に基づくアンタント、サンディカのフランス導入に反対しているが、小企業の吸収・消滅については産業諮問委員会のように、その回避と小企業保護に国民的利益を見い出そうとする態度は少しもない。Bergsonの哲学に基づく自由なアンタント、サンディカの形成はフランス経済の大型化、中央集権化に適応しても、分散的小企業はそれに対立する存在でしかなかったのである。また現代のある論者は、産業諮問委員会が戦後フランス経済の新しい状況のためにアンタントという形で従来の支配的産業組織の改変

を提唱したが、その具体的形態としてトラストやカルテルでなく、小規模分散性を特徴とするフランス経営風土に適合する形態が求められているが、それは一つの論理矛盾であると言い切っている⁹⁾。しかし、われわれは既に次のことを知っている。産業諮問委員会が構想したアンタントの具体的形態とは、生産の集中を伴わないコントロール、戦前の製鉄業におけるロングウィ・コントロールの発展形態であり、それ故に、経済学上の厳密な意味での独占体でなく、それが戦後のフランス経営風土とどの程度の現実矛盾をもっていたのかという別の次元の問題が残るが、産業諮問委員会の〈クレマンテル調査〉における役割が戦後の産業政策の一指針を示すということであれば、その矛盾は戦後の経済体制下の産業再編の過程で新しい高次元の産業政策を必然化させ、その実現を可能にするであろう。

㊦ 政策主体としての国家

産業諮問委員会はアンタントを「強制」obligatoire ではなく「自由」libre の形式にするが、国家にその監視権を残すべきであると考えた。というのは国全体の代表たる公権力はアンタントがその権利の濫用と消費者の権利の侵害行為を及ぼさないように監視する、換言すれば個別的利益によって侵害される恐れのある全体の利益を保護するのに資格を有する唯一の権力であると考えたのである。だが一方で産業諮問委員会は強く主張する。企業経営者はこの国家の介入がアンタントの原理そのものに危険な存在とならないように、そして又その管理運営にまで拡大浸透しないように注視しなければならないとした。そのための方策としてアンタント

8) H. Bergson, *L'Energie spirituelle*, Paris, 1920. Chapitre I.

9) Cl. Paillat, *Dossiers secrets de la France contemporaine*, T. I. 1919: *Les Illusions de la gloire*, Paris, 1979. pp. 219-220.

の具体的共同組織が株式会社形態をとり、国家の権利を監査役の選任権に留めることを提唱したのである。

一方、クレマンテルの書簡は国家の役割にそれとは若干ニュアンスの違う規定を与えている。すなわち、アンタントの具体的形態を株式会社形態にすることは同じであるが、それは国家の過度な介入を防ぐためではなく、公権力によって承認を受けた定款をもつ公示団体である株式会社はそれ自体の機能としてアンタントの権利の濫用を自己規制出来るからである。だから経営アソシアシオンの経営リスクに参加しない国家は、その管理運営自体に介入すべきでないが、国家が国内の諸力、消費者全体の代表であるという性格上、集中化された組織、生産諸力の集合体に対し監督権をもつべきであるとした。だがクレマンテルは、国家の役割をこのように受身的にしか扱っているのではない。彼はアンタントに関する一般企業経営者、大衆の啓蒙活動を担うのは国家であることを確認し、更に次のように明言している、「商工業者は国の活動を全体の利益にとって最も有利な方向に導かなければならない。種々の生産部門や商業部門に不可避免的に生じる競争の合法的調停者として、商工業省は工業家、商人及び彼らの代表団体に対し、個々の行動を管理する目的の全体的プランを提示しなければならない。それは個々の行動が国家の行動に足枷になるのではなく逆に促進要因となるよう教唆するためである。」産業政策に関する審議・立案機関としての産業諮問委員会と、ある政治的現想を掲げ、その政策の遂行責任者としてのクレマンテルとの意見のニュアンス上の相違が存在することは当然視されるべきものかもしれない。しかしアンタントの国民的な形成・発展のためには、国家の一定

の「援助」が必要であることには、意見の一致がみられ、具体的には、商業的目的をもつ協定、とくに商品販売コントロールに関する法制の改革が早急に着手されるべきであるという共通の認識に至っていることは注目すべきであろう。

III アンタントに関する法制

(1) 1810年刑法419条

アンタントに対し実効的支配を及ぼしていたのは、19世紀初めから1世紀以上の間、不変のままであった刑法419条である。以下は、その条文の原文¹⁾である。

Tous ceux qui, par des faits faux ou calomnieux semés à dessin dans le public, par des suroffres faites aux prix que demandaient les vendeurs eux-mêmes, par réunion ou coalition entre les principaux détenteurs d'une meme marchandise ou denrée, tendant à ne pas la vendre ou à ne la vendre qu'à un certain prix, ou qui par des voies ou des moyens frauduleux quelconques, auront opéré la hausse ou la baisse du prix des denrées ou marchandises, des papiers et effets publics au-dessus ou au-dessous des prix qu'aurait déterminés la concurrence naturelle et libre du commerce, seront punis d'un emprisonnement d'un mois au moins, d'un an au plus et d'une amende de 500 francs à 10,000 francs. Les coupables pourront de plus être mis, par l'arrêt ou le jugement, sous la surveil-

1) Code pénal de 1810. *Bulletin des Lois de l'Empire français*, Paris, 1810.

lance de la haute police pendant deux ans au moins et cinq ans au plus.

訳例〔公衆の間に故意に弘められた不正事実、中傷的事実、商品販売者自身が要求した以上の有利な購入申込み、販売しようとしなないあるいは一定の価格でしか販売しようとしなない同種商品・産物の主要所有者の合議あるいは共同行為、そして又何らかの欺瞞的方法・手段によって、産物あるいは商品の価格、証券そして公債価格を取引の自然かつ自由な競争が決める価格よりも高くあるいは低く操作したすべての者は、1ヶ月以上1年未満の禁錮かつ500フランから10,000フランの罰金刑に処せられる。

有罪と宣告された者は、裁判所の判決あるいは判断に従い、2年以上5年未満の間、上級警察の監視下に置かれる]

以上の規定を字義通りに解釈すれば、1810年刑法419条の適用範囲はかなり広いことになる。というのは、それは自然で自由な競争の結果でない利益を得る目的で遂行されたすべての市場行為に介入し、多くの(売買)契約を裁判に委ねることが出来るからである。そして419条は自然で自由な競争を阻害する不正行為(手段)として、特に不正事実の吹聴、より有利な価格での購入申込み、合議あるいは共同行為を指摘したのである。

だがわれわれがここで留意すべきことは、立法者の基本的意図がその時代的背景から生じている点である。すなわち、絶対王制末期からフランス革命期にかけての飢饉や経済的危機の原因の大部分を買占業者に求めたフランス民衆の運動のエネルギーは、なお立法者の記憶に生々しかったのであり、あらゆる買占=投機に対し厳しく処し、同時に革命によって破壊されたジュランド制、親方制(上層ブルジョワジーによ

る団結の回帰)の復活を阻止することが法制の重要な骨子とならなければならなかった。それ故に、419条が対決していこうとするものは、買占業者、投機業者それにフランス民衆を飢えに導く商人=高利貸であって、共同行為自体は上の違法行為者によって利用された一手段でしかなく、処罪の対象としては副次的でしかなかったはずである²⁾。しかし419条の条文の中では、accapareurs(買占業者)という表現が明示されることなく、共同行為が違法行為そのものとなる。ここに、419条が経済実態との関連で歴史的に議論の対象となってきた主因があると考えられる。要するに、フランス革命の余韻の中で制定された刑法419条が、経済的自由をあらゆるアソシアシオン、共同行為を禁止することによって得られる産業の自由としてしか規定しなかったことは、社会的にそして経済的に重大な問題を表面化させることになる。19世紀を通しての経済的富の拡大、その具体的局面としての市場の国際化、資本と生産の集積・集中、有価証券の経済活動に占める比重の増大などは部分的にはこの経済的自由に起因している。しかし、産業の発展が進めば進む程、この自然かつ自由な競争による二重の弊害も認めなければならなかった。社会問題の次元において、それは賃金の過度な引下げと経営者が一方的に提示する労働条件を受け入れることを強制される労働者の貧困をもたらし、その反動として、法的に禁止されていようとも現実において労働者が団結し組合を結成することを可能にしたのである。さらに商工業にとっても、この経済的自由の弊害が拡大する。機械化の普及・拡

2) *Arch. Nat.* F¹² 8049. Etude de l'organisation de la production française après la guerre: la sidérurgie par J. Carlioz. Annexe XLII.

大、及び際限のない競争から生じる周期的な過剰生産は商品価格の過度な低下を導く。これも結局のところ、産業全体の破滅を避けるためとして、商品の生産及び販売における資本、知識それに諸経済活動のアソシアシオン、国内的次元にとどまらず国際的なアンタントを求める。

かくして社会経済構造が労働の側にしる、資本の側にしる種々のアソシアシオンの出現を必然化していくことは、419条の原理が歴史的に現実とは増々乖離していくことを意味し、その結果、法制の側が経済実態に即応していくことを迫られる。

例えば、1864年5月25日の法³⁾は、賃金相場の混乱を目的とする雇主間の共同行為の禁止条項（刑法414条）と、協議に基づく労働の停止に存する労働者の共同行為の禁止規定（同法415条）を廃止した。1884年3月21日の法⁴⁾は、経済利害の研究及び防衛を目的とする職業組合（Syndicat professionnel）の形成を認めた。この職業組合とは、企業の生産活動に関係なく、社会経済問題一般、それに共同に基づく解決が各参加企業の生産方法の飛躍的發展を可能にするような諸問題を研究し、その解決案を提示する目的で組織される生産者の団体である。それ故に、それは個々の生産体系の改善と、より完全な効率化の機関としての役割を果す。ところで、特定の生産あるいは販売形態の使用を固有な目的にもち、生産体系あるいは産業組織の旧来の基礎を変革する機関たるアンタント（→経営アソシアシオン）とは、法的にも理論的にも区別されるべき組織、それが職業組合である。しかし実際には、この二つの

集団行為の両面を境界線が辿ることは必ずしも容易ではない。確かな事実として言えることは、1884年法は、刑法419条に明確な表現でその修正を迫ることなく共同行為に関する禁止規定を存続させたが、しかし生産者に条件付ではあるが共同行為に対する権利（生産者の「団結」権）を与え、アンタント（→経営アソシアシオン）の社会的・法的承認への展望を可能にした。「1884年以前は、この規制（刑法419条）のかなり厳格な適用の方向が普遍化していた。……しかし1884年以降になると、有罪の判決が依然として指摘されるとしても、アンタ

5) F. Braudel et E. Labrousse, *Histoire économique et sociale de la France*, IV. I^{er} vol. Paris, 1979. p. 248. 尚、1984年以前にアンタントに対し、419条を適用した主なる判例は次の通りである。

○1838年 *Fabricants de soude de Marseille* (Aix 27 juin 1838)

○1841年 *Bouchers d'Avignon* (Cass. crim. 3 juill. 1841)
(以上、法外な価格騰貴操作による419条違反)

○1839年 極端な低価格設定による419条違反 (Cass. crim. 9 août 1831)

○1879年 *Unions françaises des fabricants d'iode* (Cass. req. 11 fév. 1879)
(高価格維持操作による419条違反)

1884年法外後、アンタントが合法とされた判例は以下の通り。

○1890年 *Union générale des phosphates de chaux* (Trib. corr. Seine 10 nov. 1890)

○1894年 *Association des fabricants de céramique* (Grenoble 1^{er} mai 1894)

○1896年 *Eaux minérales* (Lyon 21 avril 1896)

(以上の3例は、同一職業の経済的利害の防衛という視点による共同行為を法認された)

○1890年 *Société des Métaux-Secrétan* (Trib. corr. Seine 5 août 1890)

(同じ管理運営のもとに、商品の独占あるいは集中の例)

○1900年 生産者の間の販売コントロールの構成の仮設に対して。
(Bordeaux 2 jan. 1900)

○1902年 *Comptoir de Longwy*, (Trib. Briey 14 fév. 1902 et Nancy 29 nov. 1902)
—この問題は、本節で展開される。

3) *Loi du 25 mai 1864 qui modifie les articles 414, 415 et 416 du Code pénal.*

4) *Loi relative à la création des syndicats professionnels du 21 mars 1884.*

ントの承認の判断が増々多くなる⁵⁾。つまり、刑法419条が不変のまま、現実の判決は経済条件に適應する方向に進化するのである。

しかし言うまでもなく、裁判は使命として法解釈の厳格性を要求される。そのためアンタントに対する寛大な判断の正当性が判決理由書の文言の中に論理的な形で見い出されなければならなかった。その方法として、アンタントを〈悪質なもの〉と〈良質なもの〉に二分する努力(幣害罰則主義の原則の適用)が常に続けられたのである。前者は支場支配と同種生産部門の独占化をその目的とする。それは正常価格を混乱させ、特定の利益の増進を図るものであり、公共に対し危険な存在として位置づけられる。それに対して、後者は工業家あるいは商人が共同行為、とくに生産制限又は最低価格の決定によって、過度な競争をもたらす危機的状況を回避する目的の防衛的性格のアンタントであり、商品の異常な価格を正常価格に変化させるものであり、有益な存在とされた。それ故、法はそれを禁止するよりも寧ろ優遇すべきであるとさえ主張されていく。とくに20世紀にはいり、国民的規模のアンタントに関する事件が契機となり、防衛的目的の経営アソシアシオンの多くが、419条を適用されずに法認されていく。その代表的事件として、われわれは、ロングウィ・コントワール事件を取り上げなくてはなるまい。

- 1901年 *les Salines de l'Est*. (Trib. Besançon 9 mars 1901)
- 1908年 *des fabricants d'allume-feu*(Paris 7 mai 1908)
(Comptoir de Longwy と同じ原理の共同行為)
R. Plaisant et J. Lassier, *Les Ententes industrielles sous forme de sociétés ou d'associations*, Paris, 1955. pp. 12-13. を参照。

(2) ロングウィ・コントワール事件に関する判例

1899-1900年のいわゆる万博ブームは、それが加速化された産業の集中化現象に対する国民的関心を喚起せずにはおかなかった。殊にロングウィ・コントワール事件の場合には、問題がより厳しい言葉で提起され、コントワールが全体として内部構造までも法的分析に委ねられたからである。

銑鉄需要の例外的な程の高まりを見せた1899-1900年から、その反動として1901-1902年の不況期にかけて、ロングウィ・コントワールはその取引先に対して銑鉄需要を満たすと同時に、他方で売買契約の厳格な履行を要求しなかった。具体的に言えば、1899年、ロングウィ・コントワールは銑鉄購入者と、燃料相場(とくにコークス価格)に比例して銑鉄価格を取り決めた売買契約を結んでいた。しかし一般に数年の契約期間をもつこの形式の契約は維持されなかった。コントワールは、コークスが高価格安定している中で、銑鉄購入者が契約を継続的に履行することは不可能であると判断して、1901年の初め以来、いわゆる連結売買契約を導入し、銑鉄価格を引き下げる措置をとったのである。この措置の必要性は、コントワールのすべての参加企業によっては理解されず、*Société des Hauts-Fourneaux et Forges de Villerupt-Laval-Dieu* が取引先との旧契約の完全履行を求め、ロングウィ・コントワールを告訴する事態に及ぶ⁶⁾。この事件で主要な問題となったのは、①ロングウィ・コントワールが取引先と行なっていた売買契約の方式。つまりコントワールが原則的に、「自然で自由な競争」とは別の基礎条件(コークス価格)に従って銑

6) 第I節を参照せよ。

鉄価格を決めていたこと。そして一担、この方式の売買契約が締結されると、数年という長期間、銑鉄価格は「自然で自由な競争」とは対立して固定化されてしまうこと。②中央コントロールと参加企業の法的関係。それに関連してコントロールが、419条違反の成立要件の一つである商品保有者の多数性 (pluralité des détenteurs) を構成しているか否かの点、であった。この二点を中心に、1902年2月14日の Briey 裁判所、同年11月29日の Nancy 控訴院の判断は、コントロールの内的構造を法律の視点から分析するとともに、フランス経済体制におけるコントロールの存在理由も判決理由に加えている。そこに重要な意義がある。以下われわれは、判決理由書からその主要な点を抽出し吟味していこう。

まず Briey 裁判所の判決理由書⁷⁾から。「取締役会は、コントロールの顧客に対し販売価格の引下げに同意する権利を享有していたが、しかし実際には絶対的の必要に際してしか、そして専ら参加企業のための顧客保持という目的でしか、その権利を行使していなかった。コントロールの目的は、その創立者によって構築されたものと同じように、まず第一に、安定的で忠実な取引先を保持することであり、Villerupt 社が要求するように、もし顧客がその履行不可能を宣言している契約の厳格性を強要し顧客を激昂させ逃避させたならば、それは、このコントロールの基本目的と対立していたことになる。コントロールは同じく相場を調整すること、そして、これらの譲歩が行なわれなかった場合に、かなり大量でかつ規約にかなわないう程になったであろう在庫を減少させるこ

との目的を有していた。」こうして Briey 裁判所はコントロールの取締役会がとった措置を完全に正当なものと認め、Villerupt 社の訴えを根拠無きものとして退けた。判決の歴史的意義はこれに止らず、寧ろロングウィ・コントロールに対しその組織体を違法な生産者のアソシオンと決めつけなかったこと、それにコントロールと参加企業の契約関係を合法性を承認し、その法的性格を規定したことにある。以下がそれである。

「原告の会社とコントロールの間に介在する契約は、販売と同時に委託契約に相い通じている。社員がコントロールに銑鉄を納入する。これは社員が不定の代金支払いについてコントロールに対し債権を得たことを意味している。しかし、各社員に帰属する価格は、コントロールへの商品引渡しの際には決定されない。それはコントロールによって第三者になされた販売の後でしか確定しない。以上のことから、係争中の当事者の間に締結された契約は、銑鉄の引渡し及び商品の代金支払に関し原告に生じた債権の点で販売行為に通じるとしても、価格決定の点で委託契約に等しいことになる。というのは、この価格はコントロールによって実際に行なわれる販売行為によってしか決められないからである。」

要するに、コントロールが単なる銑鉄購入者ではなく、参加企業との間には、言葉の法律上の意味での販売はなく、販売と同時に委託契約が存在することを指摘したのである。

そして、「ロングウィ・コントロールは、ロングウィ盆地の主要な製鉄企業そして殊に Villerupt-Laval-Dieu 社を構成員とする一つのサンディカである。その基本目的は全体の視点に従って、そして適切に言えば大工業の生産全

7) Jugement de Briey du 14 février 1902. *Echo des mines et de la métallurgie* 27 février 1902.

体の利益の視点で、参加企業の個別的活動を調整することである」と結ばれている。

この判決理由書の一文は、生産者が一つの集団の販売機関＝唯一の法人たる商社を形成することには419条の適用範囲外であることを認めたのであり、さらに419条が違法行為の一つとして、正常価格の決定を歪める商品の主要な保有者の共同行為を想定しているので、一地域あるいは一地方の生産だけを代表するサンディカには原則的に419条は適用されないとした。フランス国内市場におけるロングウィ・コントロールの占める割合はかなりの比重を示すという現実があれながらも。

それに加え、これはコントロールと、その目的について一般化されうる定義を与え、単にコントロールのみならず、同じように防衛の精神の中で組織された生産のサンディカ、産業的調整の役目をするサンディカについても法認したことに意味があると思われる。

1902年11月29日の Nancy 控訴院の判決⁸⁾も Villerupt-Laval-Dieu 社の控訴を棄却した。その判決理由は Briey 裁判所の判断を基本としている。その主要箇所を紹介しよう。

「…毎月末に、アソシアシオンの構成員は納入契約に基づく生産物の量及び品質を表示する送り状をコントロールに渡さなければならない。ロングウィ・コントロールは、その定款に従って、第三者にフランス本国、植民地及び保護領で、厳格に規制された条件で、その社員によってコントロールの所有下に置かれた銑鉄を販売することを主要目的としている。かくして仮の価格は、まずその月の販売価格の平均に従

って取締役会によって決定される。そしてそれは6ヶ月の末にしか、しかも消費者に渡された銑鉄量及び納入生産物総量に従って計算された後でしか、確定的なものにはならない。それ故に、コントロールによって決定される銑鉄価格は、一定期間を経た後でしか販売量の変動に応じて最終的には定まらないために、未決定のままに置かれる。同じく重要なことは、銑鉄を納入する義務は何らかの売買契約によって参加企業に強制されるのではない。それは専らコントロールの定款から生じているのである。かかる活動は、コントロールと社員の間に介在する販売行為でなくて、彼らの法を形成する定款の中で明示された当事者の意思によって創られた自立的契約 *contrat sui generis* を構成する。かくして参加企業によって納入された銑鉄を準備して、コントロールは諸条件を取り決めた売買契約により、取引先に銑鉄を販売するのである。」

この判決理由の一文によれば、コントロールと参加企業の法的関係において、売買契約関係の一切の存在が認められていない。これは、Briey 裁判所の判断を厳密化、明確化したものに他ならないが、結果として、銑鉄価格の決定あるいは変更に関して、両者の関係の要件の一つにならないことを宣言しているのである。

Nancy 控訴院の判決で特に興味を引くのは、その判断が経済危機の認識に大いに関係していることである。

「ロングウィ・コントロールの創設は、特に生産を調整すること、過剰生産を回避し失業を防ぐこと、可能な限りにおいて相場場の極端で急速な変動により起りうる製鉄業危機を予防すること、を目的としていた。1900年を有名にした繁栄期の後、鉄鋼製品の消費量の低下が急に頭

8) L'Affaire du Comptoir de Longwy, La Réforme économique. 14 décembre 1902.

著になった。それで、コントロールは非常に重大な困難に直面していたということは確かな事実である。コントロールの社員にとって有利な売買契約、比較的長期の売買契約を履行した後、コントロールは顧客の非常に強い要求によって悩まされていた。そして一定の抵抗を試みた後、コントロールは銑鉄購入者の懇願に譲歩することを余儀なくされた。それはある場合には、現物取引に関し譲歩するとか、ある場合には他の売買契約の期限を休止し、購入者に有利な新しい条件、いわゆる連結売買契約に同意することであった。」別の箇所には、次のような表現がある。「コントロールは、1900年から1901年初めにかけて、本当に例外的な状況に直面していた。すなわち、鉄鋼製品の価格下落が、非常に高価格水準から真に突然生じた。しかるに一方、高価格の継続性を予見して、消費者は売買契約の締結の際、参加企業に非常に有利な条件を受け入れていた。銑鉄購入者にとって破壊的なこの条件の維持は、コントロールの社員にとっても有害となったであろう。何となれば、それは彼らの参加するコントロールの名声を傷つけ、まして近き将来において顧客の離散を引き起こすからである。破産は、起ったならば、法外な厳格さの結果であったであろうし、従って繁栄は危険な製鉄業危機に結果し、工場の操業中止を導いたであろう。それ故、コントロールの構成員の殆どが全員一致で承認することを躊躇わなかった若干の犠牲は、全く必要に迫られての決意から出たものである。」

要するに、Nancy 控訴院の判断は、コントロールが採用した顧客への譲歩を、コントロール自身の利益追求目的から生じたものでなく、長期的にみて参加企業の個々の利益を考慮しての例外的ではあるが、必要な措置であると

した。しかも、この例外的に必要な措置は、ロングウィ・コントロールの創設時からの基本目的、つまり防衛的目的とは少しも隔りが無いとされた。ここで明らかなことは、コントロールが常にその属性として掲げてきた全体の利益の追求とは、フランス製鉄企業の個々の利益を保護するという意味と、国際的利害の中でフランス製鉄業を保護するという意味を有していたことである。結局のところ、フランス製鉄業、延いてはフランス国民経済の拡大にとって重要な組織と位置づけられたコントロールは、刑法419条の抑圧のもとに陥るどころか、その合法性を称讃的な言葉で認められたのである⁹⁾。

(3) 産業諮問委員会の419条改革案

現実の産業構造が個々の諸力の集中、つまりアンタント、とりわけフランス型経営アソシオンたるコントロールの必要性を増々高めたにも拘らず、そして現実の裁判は、一般的に419条の適用に寛大さを示したにも拘らず、419条は存続した。だから、419条の問題は、経済発展の急速化とともに議論の対象となり、そしてその改変ないしは廃止の運動を生み出して来たのである。既に、キャルリオズは産業諮問委員会に対する報告の中で、例えば国立経済拡大協会、あるいはパリ及びリヨン商業会議所の419条の改革案¹⁰⁾を紹介しているが、産業

9) 1912年6月18日のAix裁判所の判決は、次のように、419条の問題について明確に述べている。「専ら生産の合理的組織化と生産物の販売条件の可能な限りでの改善のために連合する工業家に419条を適用することは、それを不当に拡大解釈することにならう」R. Plaisant et J. Lasnier, *op. cit.*, p. 13.

10) 国立経済拡大協会の419条が420条改革案 Seront punis d'un emprisonnement de deux mois à deux ans et d'une amende de 1,000 à 20,000 francs ou de l'une de ces deux peines seulement tous ceux qui, en agissant soit isolement, soit de concert entre eux, et en employant des moyens fraudule-

諮問委員会はこの両改革案を検討しつつ、「世界的規模の競争の圧力に直面して、同種産業部門の企業経営者の連合が、交易条件の改善と同様に生産方法の改良を実現するために是非必要である。だが、この変革を阻害しないために、刑法419条及び420条の改正が図られなければならない」という認識に至って、政府が以下のような419条改革案¹¹⁾を提出するように求めた。すなわち、

Tout ceux qui, en employant des moyens frauduleux tels que la publication de fausses nouvelles, ou des suroffres faites aux prix demandés par les vendeurs eux-mêmes, auront provoqué une rupture d'équilibre entre l'offre et la demande et opéré ainsi, à l'aide de ces manœuvres, la hausse ou la baisse factice et momentanée des cours des denrées, des marchandises ou des effets publics ou privés……

訳例〔虚報の吹聴や商品販売者自身が要求した価格以上の有利な購入申込のような不正手段を

ux, tels que la publication de fausses nouvelles, ou des suroffres faites au prix demandés par les vendeurs eux-mêmes, auront, dans un but de lucre, provoqué une rupture d'équilibre entre l'offre et la demande et opéré ainsi à l'aide de ces manœuvres la hausse ou la baisse factice et momentanée des cours des denrées, des marchandises ou des effets publics et privés.

パリ及びリヨン商業会議所の改革案は、次の文言の廃止案。

Par réunion ou coalition entre les principaux détenteurs d'une même marchandise ou denrée tendant à ne pas la vendre ou à ne la vendre qu'à un certain prix.

11) *Arch. Nat.*, F¹² 8061. Vœux adoptés dans les sections du Comité consultatif des Arts et Manufactures. Relativement à l'article 419

利用して、需給均衡の破壊を惹き起こし、そしてこの欺偽行為の力を借りて、産物、商品、公債あるいは社債の相場の騰貴又は下落を操作したるすべての者は……]

刑法419条の冒頭部分をこのように変更しようとするこの改革案は、重大な内容を含んでいる。419条が共同行為を違法行為成立要件の一つとして規定している箇条 [la réunion ou coalition entre les principaux détenteurs d'une même marchandise ou denrée, tendant à ne pas la vendre ou à ne la vendre qu'à un certain prix] を廃止している点である。この部分の廃止という案の単純性が、改革案の実現を最も容易にするであいうと考えられたからである。それまで混乱と論争的となってきた〈réunion ou coalition〉, 〈principaux détenteurs〉, 〈même marchandise ou denrée〉を419条の文言から削除することは、条文の曖昧さを除去し、当時の立法者の意図通りに、すなわち買占=投機業者に対する法的規制(公的秩序の維持という視点からの必要性が承認さすていた)という点に法律の適用範囲を限定するとともに、議会に執拗に残るアンタントの保護条項を確立することに反対の態度からして、少なくともコントロール一般に存立の長期保証を与えるために可能な限り419条の法的圧力から解放しようとしたのである。

この改革案は、当時にあつてはパリ商業会議所の案とともに、経済実態からの必要性に最も対応したものであったが、その実現化を図る上での多くの困難があつた。419条改革を、生活費の肥大化の原因の一つ=買占の弊害の抑止という社会的視点で推進しようとする議会及び政府の基本方針と、戦後フランス経済の再編成=

産業組織の視点による改革案とは根本的なズレがあったからである¹²⁾。

刑法 419 条が深遠な変革を経験するためには、1926 年 12 月 3 日の法を待たなければならなかった。

む す び

われわれは、これまでの考察から、①第一次大戦以前におけるアンタントの形態と役割、②〈クレマンテル調査〉の歴史的意義について一定の結論を導き出すことが出来よう。

①第一次大戦前、とくに 1860 年以降のフランス国内産業に対し国際的圧力が高まる中で、その外圧に抗する手段としては、フランス資本主義は伝統的に保護貿易主義を常に構想し、要求してきた。しかし、この対外政策だけでは一定の限界があった。例えば極端な保護主義は円滑な国際関係に障害要因となり、国際貿易から延いては国民経済の停滞を導く。又フランス諸産業、とくに投備投資の大型化そして生産の巨大化を実現していく製鉄産業部門では、常に過剰生産を生み出す危険が内包されていた。国内の過剰生産に対して保護関税は有効な力とならないのは明白であり、それ故、この危機を克服して自己の利害を貫徹していこうとする場合、それもフランス経済を取り巻く国際的諸利害の中では、保護主義と一定の結びつきをもちつつも独自の国内産業政策、とりわけフランス産業構造の脆弱性の克服と「合理的」産業組織への再編成が求められたのである。そこでは企業経営者自身のイニシャチーブこそがこれを可能にした。製鉄企業主、とくにわれわれが本論で考察

してきたロレーヌ地方の鉄工場主たちが、危機に最も迅速に対応し、産業組織の合理化努力を展開した。

しかし、この「合理的」産業組織構想実現への具体的方法となると、伝統的なフランス経営風土に可能な限り順応する形式でしか存在しなかった。最も強大な企業によるすべての企業の吸収、金融的相互浸透による個々の企業の独立性の喪失をもたらすアメリカのトラストの帝国主義的性格、さらには市場に投入される商品の量と価格を絶対的に管理する目的で、すべての参加企業を多くの強制に従わせるドイツのカルテルの専制的性格も、フランスにおける永続的で堅固な存在基盤をもつアンタント（→経営アソシエーション）からは切り離されなければならなかった。それで、単純かつ同種の商品の販売を主要業務とする商業組織としてのコントロールが誕生したのである。しかも、コントロールは、自己の販売を調整するのに、各参加企業の生産性に基づいて評価された *quantum* を通じてであり、工場内部への監視・調査などとは一切無関係で、況や企業の反撥や不満の種となる強制=参加企業に対する罰則の適用などは不可能であった。

こうして第一次大戦前、参加企業の自発的意思=合意に基づき形成されたコントロールは、フランス製鉄業の全体の利益に重要な役割を果たしたロングウィ・コントロールの歴史に見る如く、国民経済の発展拡大に対し歴史的的方向性を有する組織であったが、しかし、フランス革命以来、プチの保護に執着するフランスに支配的価値観はコントロールさえも社会的・法律的批判の対象とした。しかし、コントロールにとっての種々の困難は、長期的視野に立ってみれば、その克服・解決の過程で、コントロールがフラン

12) *Arch. Nat.*, F¹² 8060. Travaux du Comité consultatif des Arts et Manufactures, Chapitre VII. Associations industrielles et commerciales.

ス企業規模の拡大の限界性を克服し、フランス産業の国際経済における競争力を高めるという経済実態への適合性を有する組織として国民的合意を得る機会を与えたことは事実である。

②《クレマンテル調査》は、戦前、とくに20世紀の企業経営者のマンタリテ (mentalité), それも漸次的であるがしかし確かな変革過程を経つつある価値観を確認した。すなわち、進歩の主要素が機械化と科学に規定された生産手段の利用に排他的に求められていた、いわば19世紀段階から、それは実際は市場拡大の枠のもとでしか可能でなく、寧ろ産業構造、産業組織の在り方の次元に求められるべきであるという段階に移りつつある価値観である。それ故に、《クレマンテル調査》が研究調査することを委託された戦後の経済拡大の方法を推進する企業経営者とは、富の創造に符合する人的資源、自然諸力及び資本を最適に配分利用する孤立した存在としてでなく、工場の科学的組織、生産の規格化の導入普及を図る連合した企業経営者、あるいは経営アソシアションとして把握されている¹⁾。こうして、《クレマンテル調査》は、20世紀の企業経営者の価値観を19

世紀初頭のそれに止めておくことなく、新しい経済実態に適合させようとする一種の啓蒙の役目を果していると言える。

さらに、《クレマンテル調査》において、経済政策の直接責任者としてのクレマンテルの戦後フランス経済再建に対する意識が注目に値する。ドイツの強大な軍事力を裏打ちする経済力、とくに産業構造のダイナミズムと、フランス経済の現実を比較した商工大臣クレマンテルは、フランス産業構造・産業組織の改革推進の必要性を認識したのである。その際、彼は、財政的・人口統計的に相対的弱小国フランスにおいては、国家（あるいは政策）が、そのための諸手段を主導的に講ずることが不可避的であると判断し、企業経営者の意識変革と、ドイツカルテルに対抗しうるアンタントの形成促進の正当な役割を国家に与えるべきであると考えた。しかし勿論、彼自身も国家を即企業経営者としてではなく、管理された、あるいはカルテル化経済のための誘導者として位置づけ、政府と産業界の直接的かつ広範囲の結合を構想したのであった²⁾。

2) P. Bernard. *La Fin d'un monde 1914-1924*, Paris, 1975. pp. 88-89.

1) *Histoire économique et sociale de la France*, p. 242

[1981年1月脱稿]